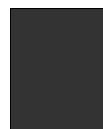


IX 健康福祉

1. 援	護		197
2. 児	童	福	祉 201
3. 高	齡	者	福 祉 212
4. 障	が	い	者(児)福祉 230
5. 国	民	年	金 237
6. そ	の	他	の福祉 238
7. 健	康	福	祉施設 242
8. 医	療	機	関 245
9. 国	民	健	康保険事業 247



1 援 護

(1) 生活保護

①扶助別年度推移（年度実績：延人数）

年度	区 分	生 活 扶 助	住 宅 扶 助	教 育 扶 助	介 護 扶 助	医 療 扶 助	出 産 扶 助	生 業 扶 助	葬 祭 扶 助	就労 自立 給付金	進学準備支 援金	施 設 事務費	実世帯 人 員	保護率 ‰	総 額
R1	世 帯 数	14,258	13,109	369	4,987	15,713	5	230	35	15	4	492	1,463	29.39	
	人 員	17,451	15,924	611	5,170	18,136	5	261	35	15	4	492	1,772	14.37	
	支 給 額 (千 円)	678,968	343,020	5,552	91,900	1,696,540	1,637	2,577	6,229	714	600	112,334			2,940,071
R2	世 帯 数	14,206	13,133	376	5,062	15,813	1	218	17	8	2	499	1,486	29.58	
	人 員	17,079	15,740	560	5,250	18,138	1	260	17	8	2	499	1,786	14.62	
	支 給 額 (千 円)	659,326	346,342	5,467	95,298	1,735,340	380	3,724	3,769	398	400	111,445			2,961,889
R3	世 帯 数	14,456	13,519	334	5,231	16,022	5	118	35	8	2	516	1,487	30.23	
	人 員	17,235	16,055	473	5,431	18,255	5	137	35	8	2	516	1,763	14.56	
	支 給 額 (千 円)	662,527	362,860	4,710	104,300	1,670,366	2,071	1,618	6,305	515	400	115,573			2,931,245
R4	世 帯 数	14,146	13,405	358	5,339	15,851	0	138	21	8	0	474	1,472	29.50	
	人 員	16,639	15,731	488	5,556	18,053	0	140	21	8	0	474	1,741	14.52	
	支 給 額 (千 円)	652,707	361,905	4,936	104,813	1,679,116		1,789	4,156	440	100	114,297			2,924,259
R5	世 帯 数	14,206	13,563	391	5,473	15,935	1	163	40	8	1	525	1,499	29.77	
	人 員	16,655	15,937	512	5,631	18,099	1	166	40	8	1	525	1,768	14.88	
	支 給 額 (千 円)	658,575	373,900	4,974	109,937	1,764,241	375	2,458	7,284	489	300	122,410			3,044,943

②保護世帯類型別推移（停止中のものを除く）（単位：世帯）

年度	単 身 世 帯			2人以上の世帯				計
	高齢者	傷病・ 障害	その他	高齢者	母子	傷病・ 障害	その他	
R1	877	237	107	76	33	37	90	1,457
R2	887	225	129	78	38	32	88	1,477
R3	898	223	142	81	35	26	77	1,482
R4	915	200	136	88	36	28	75	1,478
R5	941	186	153	75	38	22	80	1,495

③保護申請件数及び処理推移

年度	申請受理件数		処理件数		未処理
	前年度か らの繰越	年度内 受 理	開始	取下・ 却下	
R1	16	247	207	47	9
R2	9	258	204	60	3
R3	3	251	195	57	2
R4	2	262	190	65	6
R5	6	305	233	73	14

④保護の開始廃止原因別推移

ア 年度別開始理由別状況

(単位：世帯)

年度	区分	世帯主の 傷 病	世帯員の 傷 病	勤労収入 の 減 少	働いていた者の 死別・別離・不在	年金仕送り等の 減少・喪失	その他	計
	R1	25	2	17	9	127	27	207
	R2	24	2	22	12	113	31	204
	R3	23	0	20	4	130	18	195
	R4	16	1	25	11	109	28	190
	R5	33	1	16	3	131	49	233

イ 年度別廃止理由別状況

(単位：世帯)

年度	区分	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死 亡 失 少	勤労収入の 増加取得	年金仕送り 等の増加	施設入所	医療費の 他法負担	その他	計
	R1	1	0	98	23	13	3	0	63	201
	R2	0	0	76	11	21	6	2	73	189
	R3	0	0	88	9	5	12	1	78	193
	R4	0	0	87	15	6	6	1	64	179
	R5	0	0	115	13	11	9	0	85	233

出典：被保護者調査

(2) 就学困難な児童生徒への扶助

①学用品費等(学用品費、校外活動費、新入学用品、通学費、体育実技用具費)

年度	H31		R2		R3		R4		R5	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小 学 校	1,349	21,896,772	1,274	20,744,187	1,143	19,422,529	1,258	19,841,564	1,090	19,119,030
中 学 校	1,011	25,619,981	996	26,994,151	909	26,212,760	868	25,325,457	880	25,985,219
合 計	2,360	47,516,753	2,270	47,738,338	2,052	45,635,289	2,126	45,167,021	1,970	45,104,249

②修学旅行費

年度	H31		R2		R3		R4		R5	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小 学 校	518	5,067,729	358	2,983,605	445	4,549,587	479	4,520,514	471	4,775,475
中 学 校	179	11,185,758	77	1,515,783	135	4,338,394	237	10,958,664	168	10,776,599
合 計	697	16,253,487	435	4,499,388	580	8,887,981	716	15,479,178	639	15,552,074

③医療費

年度	H31		R2		R3		R4		R5	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小 学 校	6	122,140	7	115,150	3	57,350	2	25,070	2	14,440
中 学 校	2	35,180	3	47,460	0	0	1	21,630	0	0
合 計	8	157,320	10	162,610	3	57,350	3	46,700	2	14,440

※平成31年度より準要保護者分はこども医療費助成制度に移行

④給食費

年度	H31		R2		R3		R4		R5	
	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)	延べ人員	金額(円)
小 学 校	979	40,627,934	948	40,521,952	916	41,712,717	918	42,015,971	933	44,125,026
中 学 校	537	25,627,035	566	28,061,971	549	28,640,265	559	28,462,498	544	28,932,613
合 計	1,516	66,254,969	1,514	68,583,923	1,465	70,352,982	1,477	70,478,469	1,477	73,057,639

(3) 災害援助

①災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

目 的 国の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付を行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資する。

対象災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じた被害。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

ア 災害弔慰金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

遺族の範囲及びその順位

(範囲) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡者の死亡当時、死亡者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)とする。

(順位) a 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

b a の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。

c 兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に対象とする。

支給額(死亡者 1 人当たり)

・死亡者が弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500 万円

・その他の場合 250 万円

※ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除する。

イ 災害障害見舞金

支給対象 市民が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 1 条に規定する災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

支 給 額 ・当該市民が世帯の生計を主として維持していた場合 250 万円

・その他の場合 125 万円

ウ 災害援護資金の貸付

貸付対象 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第 3 条に掲げる災害により、災害弔慰金の支給等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため貸付を行う(所得制限あり)。

貸付金の限度額（1 災害における 1 世帯当たり）

- a 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）及び住居の損害がない場合
150 万円
 - ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合
250 万円
 - ・住居が半壊した場合
270 万円
 - ・住居が全壊した場合
350 万円
- b 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ・家財の損害（約 3 分の 1 以上の損害）があり、かつ、住居の損害がない場合
150 万円
 - ・住居が半壊した場合
170 万円
 - ・住居が全壊した場合（次の項目に該当する場合を除く）
250 万円
 - ・住居の全体が滅失し、又は流出した場合
350 万円

償還期間 10 年とし、据置期間はうち 3 年

- 利 率
- ・保証人を立てる場合は、無利子とする
 - ・保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、その経過後は延滞の場合を除き年 1%
- （ただし、「八代市災害援護資金貸付金の利子補給補助金交付実施要綱」に基づく利子補給の制度あり。）

②火災等の弔慰金・見舞金

支給対象 市民が、災害（暴風、豪雨等の自然災害又は火災等）により死亡したときに、遺族に対し弔慰金を支給する。また、災害により負傷又は住家が被害を受けたときに見舞金を支給する。ただし、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受ける災害による被害（重傷に該当するものを除く）のとき、又は八代市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく弔慰金等の支給を受けたときは支給しない。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

弔慰金・見舞金の金額

被害の区分（程度）		金額
死亡・行方不明	1 人	100,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	200,000 円
重傷	1 人	30,000 円
	同一世帯内で 2 人以上	50,000 円
全壊、全焼、流出	1 世帯につき	100,000 円
半壊、半焼	1 世帯につき	50,000 円
床上浸水	1 世帯につき	10,000 円以内

2 児童福祉

(1) 設置状況

①保育所

(令和6年4月1日現在)

区分 公立 私立	名称	所在地	認可 年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設
					3歳 未満児	3歳 以上児	計		
市	太田郷ひびき保育園	日置町308	S29.3.31	人 60	人 17	人 28	人 45	m ² 697.81	H 8. 3. 4 (改築)
	高田あけぼの保育園	本野町522	S31.9.1	60	12	27	39	808.10	H13. 3. 31 (新築)
	宮地さくら保育園	宮地町33	S29.4.1	45	2	13	15	712.54	S55. 3. 31 (改築)
	金剛みどり保育園	高植本町1609-2	S28.1.22	60	9	10	19	602.97	H10. 3. 27 (")
	郡築しおかぜ保育園	郡築六番町81-3	S34.4.1	70	17	20	37	658.21	S63. 3. 31 (")
	千丁みどり保育園	千丁町新牟田1357-3	H14.4.1	120	30	66	96	1,403.22	H14. 3. 25 (")
	鏡 保育園	鏡町鏡村190-4	S26.6.30	120	27	62	89	969.16	H 6.11 (新築)
	下 岳 保育園	泉町下岳1687	S54.4.1	45	0	5	5	300.00	S54. 4 (")
	小 計	8園		580	114	231	345		
	白 鷺 保育園	本町二丁目3-46	S25.10.1	80	18	34	52	499.96	H 5.11.30 (改築)
私立	昭和 和 保育園	昭和明徴町834-7	S35.5.10	40	12	18	30	569.50	S60. 2.15 (")
	くお ほん 保育園	上片町1549-1	S37.3.31	90	30	51	81	732.76	H16. 3.31 (増築)
	み ぼ 保育園	日奈久大坪町3680-1	S37.11.1	70	26	46	72	605.32	H25. 6.23 (改築)
	二見 中央 保育園	二見下大野町131	S38.4.1	30	7	16	23	582.51	H22.11.21 (大規模修繕)
	高田 東 部 保育園	豊原上町2920-2-4	S39.4.1	110	30	56	86	725.03	H 5. 3.20 (新築)
	夕 葉 保育園	若草町3-5	S42.5.1	70	33	38	71	667.34	H16. 2. 1 (改築)
	い ず み 保育園	植柳元町5940	S43.5.1	90	36	50	86	352.76	H20. 3.27 (")
	ゆかり 乳児 保育園	八幡町1-51-2	S44.5.1	70	24	40	64	553.00	H18. 9.30 (")
	からたち 保育園	萩原町一丁目7-36	S44.10.1	40	12	23	35	701.22	H14. 3.15 (")
	やすらぎ 保育園	古城町2264-3	S45.3.31	60	27	34	61	542.01	H16. 3.25 (")
	キューピー 保育園	迎町二丁目13-7	S46.2.22	50	16	21	37	651.14	H13.12.25 (")

区分	名称	所在地	認可 年月日	定員	児童数			建築面積	施設の建設
					3歳 未満児	3歳 以上児	計		
公立	たか	清水町4-7	S46.4.1	100	45	62	107	828.91	H15.3.14 (改築)
	杉の	井揚町2274	S46.4.1	100	39	56	95	585.70	H27.3.13 ("
	和	千丁町古閑出2211-3	S47.3.31	60	20	25	45	382.25	H12.4.5 ("
	つる	横手町1648-1	S47.4.19	140	52	63	115	1,133.15	H10.4.1 ("
	しらぬい	高小原町1507-1	S47.5.1	120	51	78	129	785.20	H16.4.1 (増築)
	八代白梅	千反町一丁目3-3	S48.5.1	50	19	21	40	567.34	H15.2.28 (改築)
	八代双葉	松崎町453-4	S48.7.1	90	34	47	81	453.57	H8.3.31 (大規模修繕)
	八代つくし	高下西町2283	S49.4.1	130	47	71	118	873.80	H12.3.24 (改築)
	八代ひまわり	井上町330	S49.4.1	90	44	51	95	605.29	H8.4.1 ("
	天眞	日奈久上西町372-4	S49.6.1	40	8	18	26	313.00	S49.6.1 (新築)
	わかみ	古閑中町1356	S50.4.1	90	44	52	96	578.28	H15.3 (改築)
	バシ	西宮町1452	S50.4.1	70	21	35	56	538.74	H12.3 ("
	光嶺	二見本町982	S51.4.1	20	3	13	16	404.84	H11.3.10 ("
	海士	海士江町3428	S52.4.2	120	48	62	110	522.90	H11.9.1 ("
	パール	築添町1625-1	S54.4.1	80	31	47	78	383.74	S54.4.1 (新築)
	わらび	田中西町14-10	S54.4.1	130	46	73	119	761.33	H24.5 (新築)
	あげまち	揚町35-2	S54.4.1	90	36	49	85	923.64	H29.3.31 (改築)
	ひかり夜間	新地町1-27-4	H14.3.22	20	11	8	19	293.26	H14.4.1 ("
	白島ざんが	郡築二番町110-3	R2.4.1	35	7	19	26	460.03	S51.2.24 (改築)
	若葉	鏡町下有佐252	S26.6.1	70	18	38	56	426.91	S47.3.11 ("
私立	太陽	東陽町南3100-1	S28.5.1	30	7	14	21	397.21	H28.3.15 (改築)
	河俣	東陽町河俣2620	R5.4.1	20	4	9	13	289.23	H8.3 (新築)
	真愛	坂本町巨済来上2718-1	S34.11.1	20	6	16	22	360.00	H27.2.28 (大規模修繕)
	文政	鏡町両出65-2	S43.4.1	100	34	48	82	673.21	H3.5.25 (新築)
	かわたけ	宮地町2000	S43.5.1	60	24	28	52	950.00	R4.7.1 (改築)
	あさひ森の	坂本町鶴喰2226-1	S48.12.26	40	11	29	40	685.87	R3.8.28 (改築)
	わかあゆ	大村町3916	S55.2.20	50	22	29	51	662.48	R5.1.6 (改築)
	鏡しらぬい	鏡町内田742-12	S58.3.5	55	32	30	62	743.96	R3.5.29 (改築)
	有佐	鏡町中島1344	H17.4.1	70	23	43	66	404.25	S61.3.31 (新築)
	文政第二	鏡町貝洲809-1	H17.4.1	60	14	36	50	741.68	H31.3.31 (改築)
	北新地海音	鏡町北新地709-3	H27.4.1	60	21	36	57	667.42	R5.4.1 (増築)
	小計	43園		3,010	1,093	1,633	2,726		
	合計	51園		3,590	1,207	1,864	3,071		

②施設型（認定こども園・幼稚園）

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	名 称	所 在 地	認 可 年月日	定員	児 童 数			建築 面積	運営形態
					3 歳 未満児	3 歳 以上児	計		
私立	聖愛幼稚園	袋町 5-1	H26. 4. 1	60	人 16	人 40	人 56	m ² 670. 53	幼保連携型認定こども園
	八代ひかり 保育園	新地町 1-18	H30. 4. 1	255	81	112	193	1266. 44	保育所型認定こども園
	八千把 こども園	上野町 1268-2	H31. 4. 1	195	41	97	138	957. 53	保育所型認定こども園
	松寿幼稚園	郡築八番町 45-4	H29. 4. 1	45	0	24	24	605. 14	幼稚園
	あけぼの 保育園	千丁町新牟田 141-1	R2. 4. 1	115	39	66	105	405. 00	保育所型認定こども園
	ひので 保育園	三江湖町 1427-14	R4. 4. 1	165	56	90	146	846. 20	幼保連携型認定こども園

③地域型保育施設

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	名 称	所 在 地	認 可 年月日	定員	児 童 数				建築 面積	運営形態
					0 歳児	1 歳児	2 歳児	計		
私立	ありんこ園	妙見町 2377-3	H27. 3. 31	12	人 2	人 5	人 2	人 9	m ² 309. 31	小規模保育事業 A 型
	リス託児所	郡築八番町 45-4	H27. 3. 31	18	0	7	5	12	58. 55	〃
	プチとまと	郡築一番町 179	H27. 3. 31	8	1	3	3	7	70. 20	事業所内保育事業

（２）保育料

令和元年 10 月 1 日から 3 歳以上（4 月 1 日現在）、令和 5 年 9 月 1 日から 0～2 歳児（4 月 1 日現在）の保育料は無料

（３）こども医療費の助成

目 的	本市に居住する子どもの健康の保持と増進を図ることを目的とする。
事 業 内 容	子どもの医療費の全部または一部を助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（平成 31 年 3 月 22 日一部改正）
対 象 者	本市に居住し住民登録をしている者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
助 成 額	医療費（通院及び入院に要した費用）の一部負担金の額（附加給付等がある場合はそれを控除した額）。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支 払 時 期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口に提出した場合 受診月の翌々月の 25 日 ②市役所本庁及び支所担当窓口に提出した場合 18 日までの提出分 翌月の 25 日 19 日以後の提出分 翌々月の 25 日
申 請 期 限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内
事 業 費	令和 6 年度 565, 739 千円
財 源 内 訳	県 29, 943 千円 基金 518, 517 円 市 17, 279 千円 ※県補助の対象は、4 歳未満の乳幼児及び多子世帯（18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯）において年齢が満 4 歳から満 6 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある者に要した医療費の一部負担金の額
R5 年度実績	延べ 287, 075 件 576, 884 千円

(4) 養育医療の給付

目 的	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)に対し、生後速やかに適切な処置を講ずるために必要な医療を給付する。
施行年月日	平成 25 年 4 月 1 日 (平成 31 年 3 月 18 日一部改正)
対 象 者	出生時体重が 2,000 g 以下、または身体の発育が未熟なまま出生した 1 歳未満の乳児
事 業 内 容	指定医療機関における保険診療による入院医療費の自己負担分を助成する。
支 給 額 一部負担金	入院に要した医療費の一部負担金を控除した額 世帯の所得に応じて費用の一部負担があるが、その分はこども医療費助成の助成対象となる。
事 業 費	令和 6 年度 12,323 千円
財 源 内 訳	国 (1/2) 県 (1/4) 市 (1/4)
R5 年度実績	延べ 118 件 11,245 千円

(5) ひとり親家庭等医療費の助成

目 的	本市に居住するひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
事 業 内 容	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (令和元年 5 月 23 日一部改正)
対 象 者	母子家庭の母及びその者が扶養している児童 父子家庭の父及びその者が扶養している児童 父母のない児童 ※対象となる児童とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。 ※母子家庭の母又は父子家庭の父とは、20 歳未満の児童を扶養している者をいう。
助 成 額	医療費(通院及び入院に要した費用)の一部負担金の額(附加給付等がある場合はそれを控除した額)の 3 分の 2 を助成する。ただし、入院時食事療養費に係る負担額は除く。
支 払 時 期	①医療機関受診時に申請書を医療機関窓口へ提出した場合 受診月の翌々月の 20 日 ②市役所本庁及び支所担当窓口へ提出した場合 18 日までの提出分 翌月の 20 日 19 日以後の提出分 翌々月の 20 日
申 請 期 限	保険診療を受けた月の翌月から起算して、1 年以内
事 業 費	令和 5 年度 23,647 千円
財 源 内 訳	県 (1/2) 市 (1/2)
R5 年度実績	延べ 12,985 件 25,685 千円

(6) 児童手当

目 的	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
事 業 内 容	児童を監護及び養育する保護者に対し、手当を支給する。
施行年月日	平成 24 年 4 月 1 日 (令和 4 年 5 月 9 日一部改正)
対 象 者	0 歳から中学校修了前 (15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間)の児童を養育している者
支給額 (月額)	0～3 歳児未満 15,000 円 3 歳以上～小学校修了前 (第 1 子・第 2 子) 10,000 円 " (第 3 子以降) 15,000 円 中学生 10,000 円 特例給付 (受給者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満)

0 歳～中学生	5,000 円
受給者の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額以上	
0 歳～中学生	0 円
支 払 時 期	6 月、10 月、2 月に、それぞれの前月分までを支給する。
事 業 費	令和 6 年度 1,718,822 千円
財 源 内 訳	国 1,203,175 千円 県 257,823 千円 市 257,824 千円
R5 年度実績	延べ 156,234 件 1,754,220 千円

(7) 児童扶養手当

目 的	父母の離婚などにより父親または母親と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図る。
事 業 内 容	児童を監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。
対 象 者	次の条件にあてはまる 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童又は 20 歳未満で、政令で定める程度の障がいの状態にある者を監護している母、または監護し生計を同じくする父、並びに父母にかわってその児童を養育している者（いずれの場合も国籍は問わない） ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級程度）にある児童 ④父または母の生死が 1 年以上明らかでない児童 ⑤父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童 ⑦父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童 ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童 ⑨母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

支 給 額 (令和 6 年 4 月分から)

区 分	全部支給	一部支給
児童 1 人	月額 45,500 円	月額 45,490 円～10,740 円
〃 2 人	10,750 円加算	10,740 円～5,380 円加算
〃 3 人目以降	6,450 円加算	6,440 円～3,230 円加算

支 給 制 限	手当を受ける者及び扶養義務者または配偶者の前年の所得が下記表の扶養親族等の数による所得制限限度額以上ある場合は、その年度（11 月分から翌年 10 月分まで）は、手当の全部又は一部が支給停止される。
---------	---

児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等の数	受給者本人		配 偶 者 扶養義務者
	全 部	一 部	
0 人	490,000 円	1,920,000 円	2,360,000 円
1 人	870,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2 人	1,250,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3 人	1,630,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円
4 人	2,010,000 円	3,440,000 円	3,880,000 円
5 人	2,390,000 円	3,820,000 円	4,260,000 円

支 払 時 期	奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。
事 業 費	令和 6 年度 665,739 千円
財 源 内 訳	国 (1/3) 市 (2/3)
R5 年度実績	受給者 1,241 人 666,737 千円

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

目 的	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利となり、かつ生活の安定につながる資格取得を促進することを目的とする。
事 業 内 容	資格取得の訓練期間中の一定期間において給付金を支給する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（令和元年 8 月 19 日一部改正）
対 象 者	本市に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当し、対象資格を取得するために修業している人 ①児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給要件と同様の所得水準であること ②対象資格の養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること ③就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること ④訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く） ⑤訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付金等の支給を受けていないこと ※仕事をしながらの通信制も対象
対 象 資 格	看護師 介護福祉士 保育士 理学療法士 作業療法士 理容師 美容師 あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 栄養士 保健師 助産師 准看護師 歯科衛生士 診療放射線技師 診療エックス線技師 歯科技工士 臨床検査技師 調理師 製菓衛生士 柔道整復師 視能訓練士 社会福祉士 精神保健福祉士 言語聴覚士 管理栄養士 医師 歯科医師 薬剤師 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士
支 給 期 間	修業期間のうち上限は 4 年間
支 給 額	市町村民税非課税世帯は月額 10 万円、同課税世帯は月額 7 万 5 百円とし、原則として申請のあった日の属する月分から支給するほか、養成機関での課程修了者には修了一時金(市町村民税非課税世帯は 5 万円、同課税世帯は 2 万 5 千円)が支給される。(平成 25 年 4 月 1 日改正) 養成機関における修業の最後の 1 年間 (12 月間) については支給月額に 4 万円を加算する。
事 業 費	令和 6 年度 18,011 千円
財 源 内 訳	国 (3/4) 市 (1/4)
R5 年度実績	20,828 千円

(9) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

目 的	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、母子家庭の自立促進を図る。
事 業 内 容	対象講座の受講のための費用を支給する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（令和元年 8 月 19 日一部改正）
対 象 者	市内に住居を有する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の支給要件の全てに該当する人 ①児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること ②支給を受けようとする人の就業経験、技能、資格の取得状況又は労働市場の状況などから判断して講座を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること ③過去に訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）
対 象 講 座	①雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座 ②雇用保険制度の特定一般教育訓練給付の指定講座 ③雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座 ④前号に掲げるものに準じ、熊本県知事が別に指定する講座

支 給 額	対象講座の受講のために支払った費用の 6 割に相当する額。 ただし、上限は 20 万円、下限は 12 千円とする。 ※雇用保険の受給資格があり、雇用保険の一般教育訓練給付の支給を受ける者に対しては、自立支援教育訓練給付金との差額を支給する。(平成29年4月1日改正) 専門実践教育訓練給付の指定講座で複数年間にわたり受講する場合は、支給額について 40 万円 (年額上限) × 修業年数とする。(上限 160 万円)
事 業 費	令和 6 年度 3,093 千円
財 源 内 訳	国 (3/4) 市 (1/4)
R5 年度実績	16 千円

(10) ひとり親家庭等日常生活支援事業

目 的	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人の生活援助や子育て支援を図ることを目的とする。
事 業 内 容	母子家庭、父子家庭及び寡婦の人が修学等の自立に必要な事由や病気などにより、一時的に介護・保育のサービス等で日常生活に支障が生じた場合や、母子・父子家庭になって間がなく生活が不安定な場合などに家庭生活支援員を派遣する。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日 (令和 2 年 5 月 8 日一部改正)
対 象 世 帯	対象となるひとり親家庭等とは、本市に住所を有し、次に該当する人 ①技能習得のための通学もしくは就職活動などの自立促進に必要な事由、または疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭 ②ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が急変し、日常生活を営むのに支障が生じている家庭 ③乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により、帰宅時間が遅くなるなどの場合 (所定内労働時間の就業を除く。)に定期的な生活援助、保育サービスが必要な家庭
支 給 内 容	生活援助は、家事、介護その他の日常生活の便宜 (利用者の居宅) 子育て支援は、保育サービス及びこれに附帯する便宜 (支援員の居宅等)
利用者負担	

利用世帯区分	利用者負担額 (1 時間当たり)	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯 市県民税非課税世帯	0 円	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	70 円	150 円
前記以外の世帯	150 円	300 円

事 業 費	令和 6 年度 73 千円
財 源 内 訳	県 (3/4) 市 (1/4)
R5 年度実績	29 千円

(11) 地域子育て支援センター事業

目 的	少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て支援機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。 このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。
-----	---

事業内容	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 ⑤地域支援活動の実施
実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
実施施設	6 カ所（高田東部保育園、ひので保育園、しらぬい保育園、八代ひまわり保育園、千丁みどり保育園、文政保育園）
事業費	令和 6 年度 43,595 千円
財源内訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
R5 年度実績	42,263 千円

（12）病児・病後児保育事業

目的	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。
事業内容	保護者の勤務等の都合により、病気また病気回復期にある児童（医師の診察により入院その他専門的、かつ濃密な医療の必要はないが、保育所等における日常の保育、集団生活が困難と認められる児童）の養育が家庭で困難な場合に、看護師・保育士等の連携のもと預かる。
実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
対象児童	0 歳～小学生まで
実施施設	3 カ所 { 「キッズルーム」 八代乳児院内子育て支援棟、 「キッズケアホーム」 横手新町谷口ハイツ 201、 「病児・病後児ハウスひかり」 八代ひかり保育園横 } ※令和元年 4 月から、氷川町に「八代北部地域医療センター 病児・病後児保育室「ハグ・くむ」」が開設（氷川町・八代市で相互利用）
利用者負担	生活保護世帯 無料 市民税非課税世帯 1,000 円/人 それ以外の世帯 2,000 円/人 ※連続して利用する場合、2 日目以降 1,000 円/人
事業費	令和 6 年度 32,697 千円
財源内訳	国（1/3） 県（1/3） 市（1/3）
R5 年度実績	23,553 千円

（13）子育て短期支援事業

目的	一時的に養育困難となった家庭の児童及びその家庭の福祉の向上を図る。
事業内容	一時的に養育困難となった家庭の児童を児童養護施設や乳児院等において、一定期間、養育・保護を行う。 ①ショートステイ ②トワイライトステイ（平日の夜間または休日）
実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日
対象児童	0 歳～18 歳まで
実施施設	2 カ所（八代ナザレ園、八代乳児院）※里親委託あり（ショートステイのみ）

利用者負担

区 分		ショートステイ	トワイライトステイ	
			夜間 17:00～22:00	休日 8:00～17:00
生活保護世帯	2歳未満児	0円	0円	0円
	2歳以上児	0円		
市県民税非課税世帯 またはひとり親世帯	2歳未満児	1,100円	300円	600円
	2歳以上児	1,000円		
一般世帯	2歳未満児	5,000円	750円	1,350円
	2歳以上児	2,750円		

事業費 令和6年度 497千円
 財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)
 R5年度実績 958千円

(14) 放課後児童健全育成事業

目的 昼間保護者のいない家庭の小学校児童の健全育成を図ることを目的とする。
 事業内容 放課後児童クラブを設置運営する社会福祉法人や保護者会等に事業委託を行い、児童に対し、担当の指導者による、身近な社会資源を利用した育成・指導や、遊びを提供することにより、健全な育成や発達を助長する。

実施年月日 平成17年8月1日

対象児童 小学校の児童

委託料 開設日数及び児童数により変動

(例: 250日、36～45人の場合、4,734,000円)

※開所日数加算、長時間開所加算、障害児受入推進費等あり

※その他、補助事業あり(放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児受入強化推進事業、小規模放課後児童クラブ支援事業、放課後児童クラブ送迎支援事業、放課後児童支援員キャリアアップ処遇事業、放課後児童支援員等処遇改善事業〔月額9,000円相当賃金改善〕)

実施クラブ 38クラブ

事業費 令和6年度 348,846千円

財源内訳 国(1/3) 県(1/3) 市(1/3)

R5年度実績 311,864千円

(15) こどもプラザ事業

目的 気軽に利用できる子育て支援の拠点整備と地域住民による主体的な子育て支援の促進を目的とする。

事業内容 地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児(0～3歳)を持つ子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場。

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談・援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

実施年月日 平成19年9月3日

設置場所 こどもプラザすくすく(マックスバリュ八代店2階)

こどもプラザわくわく(イオン八代店2階)

開設日 こどもプラザすくすく 10:00～16:00(月・火・水・金)

こどもプラザわくわく 10:00～16:00(月・火・水・木・金)

事業費 令和6年度 16,045 千円
 財源内訳 国 (1/3) 県 (1/3) 市 (1/3)
 R5 年度実績 15,754 千円

(16) 子育て相談事業

目的 子育て親子や妊娠している方が、その選択に基づき、多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所に利用者支援専門員を配置し、情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

実施年月日 平成 27 年 8 月 3 日
 設置場所 こどもプラザわくわく内（イオン八代店 2 階）
 開設日 10：00～16：00（月・火・水・木・金）
 事業費 令和 6 年度 2,754 千円
 財源内訳 国 (2/3) 県 (1/6) 市 (1/6)
 R5 年度実績 2,696 千円

(17) ファミリー・サポート・センター事業

目的 地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として、会員相互で援助を行うことにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

事業内容 地域において育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、相互に助け合う会員組織。

実施年月日 平成 19 年 9 月 3 日
 設置場所 事務局：八代市役所こども未来課内
 事業費 令和 6 年度 2,789 千円
 財源内訳 国 (1/3) 県 (1/3) 市 (1/3)
 R5 年度実績 3,080 千円

(18) 児童福祉施設

施設名	経営主体	住所	設置年	入所定員
八代ナザレ園	社会福祉法人 八代ナザレ園	竹原町 1447	明治 33 年	36 人
八代乳児院	社会福祉法人 八代児童福祉会	郡築 12 番町 71-2	昭和 52 年	15 人

(19) 出産祝い金支給事業

目的 市の次世代を担う子どもの出生を祝福するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成に資することを目的とする。

事業内容 次のいずれにも該当するものに祝い金を支給する。

(1) 出産をした者又はその配偶者等、対象新生児を監護・養育している者。
 (2) 出産をした日において八代市に住民登録があり、かつ申請日までの間、市に住民登録があること。ただし、出産の日から申請日までの間に、支給の対象となる新生児が支給対象者と同一世帯に属していない期間がある場合（新生児が出生の翌日以降に死亡した場合、児童福祉法により施設入所等の措置が行われた場合を除く。）は支給しない。
 (3) 申請以後 1 年以上、本市に居住の意思があること。

支給額	第1子	3万円	
	第2子	5万円	
	第3子以降	10万円	
実施年月日	令和4年4月1日		
事業費	令和6年度	40,000千円	
財源内訳	基金(10/10)		
R5年度実績	第1子	254件	
	第2子	217件	
	第3子以降	189件	
	合計	660件	37,370千円

3 高 齢 者 福 祉

(1) 高齢者及び障害者住宅改造助成事業

- 目 的 在宅の要介護等高齢者、重度身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）がいる世帯に対し、要介護高齢者等の在宅での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ることを目的として行われる改造に必要な経費について助成する。
- 施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日
- 助 成 対 象 次の各号の条件に該当する者
 ①本市に継続して 2 年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者
 ②次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者
 ア 事業実施年度の 4 月 1 日時点で 65 歳以上の高齢者であって、介護保険要介護認定・要支援認定を受けた者
 イ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者（児）
 ウ 療育手帳 A1 又は A2 を所持する者（児）
 ③当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7 万円以下の世帯に属する者
- 助成の対象となる経費 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所など在宅の要介護高齢者等が利用する部分を、当該要介護高齢者等が利用しやすく改造するために要する経費。なお、新築、増築及び改築は助成対象外。
 ただし、改造を行うときに増築又は改築を伴うことがやむを得ないと認められる場合は、その範囲内で改造に要する経費を助成の対象とする。
- 助 成 額 助成対象限度額 50 万円（高齢者）
 助成対象限度額 70 万円（障がい者）

改造実施者の属する世帯の階層区分		助 成 率
A	生活保護法による被保護世帯	3 分の 3
B	世帯の生計中心者の当該年度分の市民税が非課税の世帯	3 分の 3
C	A、B 階層を除き、世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が 7 万円以下の世帯	3 分の 2

R5 年度実績 高齢者 件数 0 件（3 分の 3） 助成金額 0 円
 障がい者 件数 3 件（3 分の 3：1 件 3 分の 2：2 件）
 助成金額 1,071,000 円

(2) 後期高齢者医療制度

目 的 高齢者医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、75 歳以上及び 65 歳以上で一定の障害がある人を対象に創設された他の保険から独立した医療制度。県内全市町村が加入する「熊本県後期高齢者医療広域連合」が主体となり制度を運営する。

施行年月日 平成 20 年 4 月 1 日

対 象 者 県内に住所を有する 75 歳以上の人及び 65 歳から 74 歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合が認定した人。八代市：23,372 人(R6.3.31 現在)

事 業 内 容

①市町村と広域連合の役割

- 【市町村】
- ・被保険者の加入・脱退届等の受付
 - ・被保険者証の引き渡し
 - ・保険料納期の決定
 - ・保険料収納関係及び滞納処分
 - ・保険料減免申請等の受付
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定証の交付
 - ・療養費関係支給申請書及び届出等の受付
 - ・葬祭費支給申請書の受付
- 【広域連合】
- ・被保険者資格の認定・管理
 - ・被保険者証の交付
 - ・保険料率・保険料額等の決定
 - ・給付に関する決定及び支給
 - ・保健事業関係の実施
 - ・その他、後期高齢者医療制度の施行に関する事務

②保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる「均等割額」と、被保険者の所得に応じて算定する「所得割額」を合わせた金額となる。賦課限度額 80 万円※

ア 熊本県の均一保険料（令和 6 年度）

均等割額 58,000 円 所得割率 10.98%※

※次の対象者は、激変緩和措置が適用されます。

- ・令和 6 年 4 月 1 日以降に 75 歳になった方以外は限度額が 73 万円になります。
- ・所得割を算出する所得が 58 万円までの方は所得割率が 10.80%になります

イ 軽減措置

- 令和 5 年度は、世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」が 7 割、5 割、2 割軽減される。
- 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から 2 年間に限り、均等割額は 5 割軽減される。

③受けられる給付

ア 病気やけがの治療を受けたとき(療養の給付)

被保険者は、病気やけがで医療機関を利用したときは、医療費の 1 割（一般Ⅱは 2 割、現役並み所得者は 3 割）を自己負担する。※2 割は令和 4 年 10 月から。

イ 入院したときの食事代(入院時食事療養費)

被保険者は、入院したときの食事代のうち、国が定めた費用を自己負担する。

ウ 療養病床に入院したときの食事代・居住費(入院時生活療養費)

被保険者は、療養病床に入院したときの食事代と居住費のうち、国が定めた費用を自己負担する。

エ 1 カ月に支払った自己負担が高額になったとき(高額療養費)

被保険者は、1 カ月に支払った医療費が、国が定めた限度額を超えたときは、限度額を超えた分を高額療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額療養費)

負担割合	負担区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
3 割負担	住民税課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (かかった医療費 - 842,000 円) × 1% [140,100 円] ※2	
	住民税課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (かかった医療費 - 558,000 円) × 1% [93,000 円] ※2	
	住民税課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (かかった医療費 - 267,000 円) × 1% [44,400 円] ※2	
2 割負担	一 般 II (令和 4 年 10 月から)	18,000 円※1 または {6000 円 + (医療費 - 30,000 円) × 10%} の低い方を適用	57,600 円 [44,400 円] ※2
1 割負担	一 般 I	18,000 円※1	
	低所得者 II	8,000 円	24,600 円
	低所得者 I		15,000 円

※1 1 年間(8 月～翌年 7 月)の外来の自己負担額の上限額は 144,000 円です。

※2 [] 内は過去 12 カ月以内に 4 回以上高額療養費の支給があった場合の、4 回目以降の限度額。

オ 1 年間に支払った自己負担が高額になったとき(高額介護合算療養費)

被保険者は、1 年間に支払った医療費と介護保険サービスの利用料の合計額が、国が定めた限度額を超えたときは、市町村窓口に申請し、認められると限度額を超えた分を高額介護合算療養費として受給できる。

自己負担限度額(高額介護合算療養費)

負担割合	負担区分	年額 (R5. 8～R6. 7)
3 割負担	住民税課税所得 690 万円以上	212 万円
	住民税課税所得 380 万円以上	141 万円
	住民税課税所得 145 万円以上	67 万円
2 割負担	一般 II	56 万円
	一般 I	
1 割負担	低所得者 II	31 万円
	低所得者 I	19 万円※

※低所得者 I で介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。

カ 訪問看護を利用したとき(訪問看護療養費)

被保険者は、医師の指示で訪問看護を利用したときは、費用の1割（一般Ⅱは2割、現役並み所得者は3割）を自己負担する。※2割は令和4年10月から。

キ やむをえず全額自己負担したとき(療養費)

急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときや医師の指示によりコルセット等を装着したときなどは、被保険者が全額支払い、後から市町村窓口申請し、認められると自己負担額を除いた分を療養費として受給できる。

ク 被保険者が死亡したとき(葬祭費)

葬祭を行った者に対して葬祭費 2万円が支給される。

事業運営年度推移（実績）

（金額単位：財政状況・千円）

年 度				H30	R1	R2	R3	R4		
項 目										
被 保 険 者 数（年間平均・人）				22,702	22,839	22,684	22,480	22,754		
人 口（年間平均・人）				128,016	126,821	125,527	124,154	122,779		
加 入 率		対 人 口 比（%）		17.7	18.0	18.1	18.1	18.5		
賦 課	保 険 料 率	所 得 割 率（%）		9.26	9.26	9.95	9.95	10.26		
		均 等 割 額（円）		47,900	47,900	50,600	50,600	54,000		
	調定額（現年度分）（千円）			1,110,429	1,181,749	1,291,700	1,297,488	1,409,471		
一人当たりの調定額（現年度分）（円）			48,913	51,743	56,943	57,717	61,944			
賦 課 限 度 額（円）			620,000	620,000	640,000	660,000	660,000			
財 政 状 況	後期高齢者医療特別会計	入 歳	保 険 料	特 別 徴 収	731,060	779,886	864,265	856,893	886,162	
				普 通 徴 収	375,439	394,647	422,121	436,311	516,106	
				滞 納 繰 越 分	3,815	3,430	6,295	6,095	4,080	
			使 用 料 及 び 手 数 料			175	205	196	243	237
			国 庫 支 出 金			648	—	92	—	—
			繰入金	事 務 費 繰 入 金	66,608	66,930	71,183	75,502	76,373	
				保 険 基 盤 安 定 繰 入 金	510,033	497,493	528,237	526,621	573,265	
			繰 越 金			32,825	35,117	33,624	35,809	38,145
			諸収入	延 滞 金 及 び 過 料	133	231	322	333	340	
				保 険 料 還 付 金	3,492	1,441	1,098	1,481	1,508	
				還 付 加 算 金	33	13	0	3	2	
		受 託 事 業 収 入		19,862	21,704	19,869	20,973	31,636		
		預 金 利 子		1	1	1	1	1		
		雑 入		15	75	17	16	25		
		返 納 金			9	—	—	—	—	
		広 域 連 合 支 出 金			2,172	1,434	2,087	2,675	8,074	
		歳 入 合 計			1,746,320	1,802,607	1,949,407	1,962,956	2,135,954	
		出 歳	総務費	一 般 管 理 費	53,637	55,020	58,872	63,229	79,100	
				徴 収 費	7,973	6,443	7,544	7,686	7,648	
	広域連合納付金		保 険 料 納 付 金	1,108,155	1,179,688	1,290,820	1,297,295	1,403,215		
			保 険 基 盤 安 定 負 担 金	510,033	497,493	528,236	526,621	573,265		
	健 康 保 持 増 進 事 業 費			27,876	28,883	27,012	28,495	29,595		
	諸支出金		保 険 料 還 付 金	3,496	1,443	1,115	1,482	1,510		
			還 付 加 算 金	33	13	0	3	2		
	歳 出 合 計			1,711,203	1,768,983	1,913,599	1,924,811	2,094,335		
	一 般 会 計	歳 入	県支出金	保 険 基 盤 安 定 負 担 金	382,525	373,120	396,178	394,966	429,949	
			諸収入	雑 入	84,807	29,204	30	48	56	
			歳 入 合 計			467,332	402,324	396,208	395,014	430,005
		歳 出	特 別 会 計 繰 出 金			576,641	564,423	599,420	602,123	649,638
			広域連合負担金	共 通 経 費	86,186	63,934	57,709	57,067	68,549	
				療 養 給 付 費	1,683,808	1,708,255	1,785,549	1,787,025	1,947,823	
			歳 出 合 計			2,346,635	2,336,612	2,442,678	2,446,215	2,666,010

(3) 介護保険事業

事業開始 平成 12 年 4 月 1 日

第 1 号被保険者数 42,474 人 (令和 6 年 3 月末現在)

①制度の概要

ア 保険者 市町村 (八代市)

イ 被保険者

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上)
- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

ウ 給付の手続きと内容

介護保険からの介護給付や予防給付は、65 歳以上の被保険者には要介護状態若しくは要支援状態と認定された場合と、40 歳以上 65 歳未満の被保険者には特定疾病が原因で要介護状態若しくは要支援状態にあると認定された場合に行われる。これらの認定は八代市介護認定審査会で行われ、給付サービスとしては、要介護者へは在宅・施設両面にわたる多様なサービスを提供し、要支援者へは要介護状態の発生予防という観点から、在宅サービスを提供している。これらのサービス利用者は、原則として費用の 1 割から 3 割を負担する。

また、認定審査により非該当と判定された方や地域のすべての高齢者を対象に、地域包括支援センターで要介護となるおそれの高い高齢者を選定し、介護保険の給付ではなく地域支援事業として、介護予防のサービスだけでは補えない支援を行う。

エ 費用負担の仕組み

a 介護保険財政

介護保険からの介護給付や予防給付に必要な費用は、サービス利用時の利用者負担を除いて、50%が公費で賄われる。

その内訳は、概ね国が全体の 20~25%、都道府県が 12.5~17.5%、市町村が 12.5%である。公費による部分を除いた 50%の費用は、第 1 号被保険者 (65 歳以上) と第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満) の保険料により賄われ、令和 6 年度から令和 8 年度における負担割合は、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%である。

また、地域支援事業については、事業の対象となる費用に対して、介護予防・日常生活支援総合事業では、国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、第 1 号被保険者 23%、第 2 号被保険者 27%、包括的支援事業及び任意事業では、国 38.5%、都道府県 19.25%、市町村 19.25%、第 1 号被保険者 23%の財源構成とされている。

b 保険料

- ・ 第 1 号被保険者 (65 歳以上)

市町村ごとに介護サービス量等に応じた保険料が設定される。保険料の設定に当たっては 3 年間の中期的な見通しに基づいて行われる。本市の令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間の基準額は、年額 72,000 円と設定している。

- ・ 第 2 号被保険者 (40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者)

それぞれの医療保険者ごとに保険料が設定され、一般の医療保険料に上乗せする形で一括して徴収される。

②制度の具体的内容

ア 第1号被保険者保険料

保険料所得段階別の対象者

所得段階	対 象 者	割合	年間保険料額 (R6～R8 年度)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.26	18,700 円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.47	33,800 円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.68	48,900 円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	64,800 円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は市町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	72,000 円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	86,400 円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	93,600 円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	108,000 円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	122,400 円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.8	129,600 円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額×1.9	136,800 円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.0	144,000 円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額×2.1	151,200 円

イ 介護保険給付の種類（R6.4.1 現在）

a 居宅サービス・介護予防居宅サービス

- 訪問介護
- 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- 訪問看護・介護予防訪問看護
- 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売
- 住宅改修・介護予防住宅改修
- 居宅介護支援・介護予防支援
- 特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護

b 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2のみ）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護＋訪問看護）

c 施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

d 市町村特別給付

- 介護用品購入費支給

ウ 介護保険サービス事業者数 (R6. 4. 1 現在)

a 介護保険施設

介護老人福祉施設 (10 施設)

施 設 名	住 所	入所 定数	利用件数 (R5 年度)	給付費 (R5 年度)
行 楽 園	八代市日奈久塩北町 2905	60 名	7, 247 件	2, 175, 661, 792 円
み な み 園	八代市日奈久塩南町 54	60 名		
あ さ ひ 園	八代市上日置町 2345	50 名		
す ず ら ん の 里	八代市葭牟田町 435	50 名		
ま 心 苑	八代市敷川内町 2251-1	50 名		
み や び 園	八代市高島町 4221	50 名		
坂 本 の 里 一 灯 苑	八代市坂本町坂本 1071	50 名		
康 和 苑	八代市千丁町太牟田 1300-8	50 名		
安 寿 の 里	八代市鏡町両出 880-1	80 名		
ひ か わ の 里	八代市東陽町南 752-1	30 名		

地域密着型介護老人福祉施設 (5 施設)

施 設 名	住 所	入所 定数	利用件数 (R5 年度)	給付費 (R5 年度)
希 望	八代市興善寺町 495-1	29 名	1, 727 件	554, 751, 580 円
八 代 草	八代市海士江町 2833-1	29 名		
キ ャ ッ ス ル 麦 島	八代市古城町 1938-1	29 名		
サテライト 安寿の里	八代市鏡町内田 742-2	29 名		
あ さ ひ 園 み や じ	八代市宮地町 169-1	29 名		

介護老人保健施設 (6 施設)

施 設 名	住 所	入所 定数	利用件数 (R5 年度)	給付費 (R5 年度)
ハピネスケア日南	八代市日奈久塩北町 2922	80 名	6, 051 件	1, 776, 716, 056 円
向 春 苑	八代市大福寺町 2411-1	80 名		
リハート桜十字八代	八代市古閑浜町 3401	80 名		
皇 寿 園	八代市高島町 4218	75 名		
と ま と	八代市郡築一番町 180-1	100 名		
か が み 苑	八代市鏡町塩浜 11-235	80 名		

介護医療院 (2 施設)

施 設 名	住 所	入所 定員	利用件数 (R5 年度)	給付費 (R5 年度)
八 代 敬 仁 病 院	八代市海士江町 2817	35 名	791 件	265, 591, 811 円
平 成 病 院	八代市大村町 720-1	20 名		

※介護保険施設(地域密着型除く)の利用件数及び給付費については市外の施設利用分を含む
 ※介護保険施設の給付費には特定入所者介護サービス費(食費・居住費)を含む

b 居宅サービス事業者（市内）（R6. 4. 1 現在）

サービス内容	事業者数	利用件数 (R5 年度)	給付費 (R5 年度)
訪問介護	64	20,051 件	1,873,808,755 円
訪問入浴介護（介護予防）	1	578 件	35,708,280 円
訪問看護（介護予防）	118	5,979 件	341,120,093 円
訪問リハビリテーション（介護予防）	89	985 件	37,678,264 円
居宅療養管理指導（介護予防）	199	6,341 件	71,496,159 円
通所介護	43	21,403 件	1,985,663,632 円
通所リハビリテーション（介護予防）	14	9,180 件	656,273,377 円
短期入所生活介護（介護予防：特養）	13	2,981 件	184,442,537 円
短期入所療養介護（介護予防：老健）	6	415 件	28,142,877 円
短期入所療養介護（介護予防：介護医療院）	2	42 件	4,737,510 円
福祉用具貸与（介護予防）	15	39,779 件	428,960,813 円
特定福祉用具販売（介護予防）	14	574 件	15,245,457 円
住宅改修（介護予防）		624 件	50,154,840 円
特定施設入所者生活介護（介護予防）	2	1,078 件	184,192,419 円
介護予防支援・居宅介護支援	56	52,582 件	682,622,555 円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	78 件	12,134,949 円
地域密着型通所介護	33	7,883 件	757,223,996 円
認知症対応型通所介護（介護予防）	6	1,238 件	141,020,454 円
小規模多機能型居宅介護（介護予防）	9	2,185 件	388,642,932 円
認知症対応型共同生活介護（要支援）	19	2,351 件	627,592,554 円
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	342 件	63,725,427 円
看護小規模多機能型居宅介護（複合型）	2	370 件	50,011,582 円

※利用件数、給付費については市外事業所の利用分を含む

※短期入所及び地域密着型介護老人福祉施設の給付費には特定入所者介護サービス費（食費・居住費）を含む

c 居宅サービス利用限度額（R6. 4. 1 現在）

要介護度（支援）	利用限度額（1 カ月）	要介護度	利用限度額（1 カ月）
要支援 1	50,320 円	要介護 1	167,650 円
要支援 2	105,310 円	要介護 2	197,050 円
		要介護 3	270,480 円
		要介護 4	309,380 円
		要介護 5	362,170 円

エ 介護認定審査事業

a 八代市介護認定審査会

八代市介護認定審査会委員の定数は、120 人以内とする。

介護認定審査会委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者から構成する。

委員数 109 人（医療：51 人 保健：28 人 福祉：30 人）（R6.4.1 現在）

合議体 八代市介護認定審査会は、28 の合議体を置く。
1 の合議体を構成する委員の定数は、4 人とする。

介護認定審査会委員の任期 委員の任期は、2 年とする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

b 事業実績

審査会開催回数 242 回 申請者数（延べ人数） 8,997 人

要介護・要支援認定者実人数（R6.3.31 現在）

認定者数	要介護度別認定者数内訳						
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,357 人	722 人	1,479 人	1,388 人	1,508 人	1,258 人	1,243 人	759 人
	8.6%	17.7%	16.6%	18.0%	15.1%	14.9%	9.1%

オ 補助（助成）金交付

a 社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金

目的 本市の介護保険の被保険者のうち、特に生計が困難であると認められる者に対し、介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該法人に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補助概要 軽減の対象者は、市町村民税非課税者等であって、他に財産や世帯の状況、介護保険サービス利用の自己負担額等を総合的に勘案し、生活が困難であると認められた者とする。

社会福祉法人は、利用者負担の軽減対象として県に申し出ている介護保険サービス（対象となるのは、介護老人福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所等【介護予防サービスも含む】）を提供し、軽減を行った際に、市長に対し補助金の交付を申請する。審査後適当と認められたときは、補助金交付決定通知を受け、請求書を市長に提出し交付を受ける。

R5 年度実績 件数 0 件 助成金額 0 円

b 八代市介護保険住宅改修支援事業補助金

目的 居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務（住宅改修支援）を行った者に対して補助金を交付する。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

補 足 概 要 補助対象者は八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けていないものに対し、住宅改修支援を行った居宅介護支援事業者その他住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者とし、住宅改修支援 1 件につき 2 千円を支給する。

R5 年度実績 件数 4 件 助成金額 8,000 円

カ 八代市介護保険特別給付介護用品購入費支給 ※地域支援事業から H31 年度移行

施行年月日 平成 31 年 4 月 1 日

受給対象者 ア 要介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されているもので、住宅において常時介護を必要とする 65 歳以上の者
- ・介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定において要介護 3、4 又は 5 と判定された者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者
- ・在宅生活において現に介護用品を必要としている者

イ 介護者の要件

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている者
- ・その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が当該年度分の市町村民税が課税されていない者

支給用品 紙おむつ・尿取りパッド・お尻拭き・からだ拭き・清拭剤など

支給の方法 月額 8,000 円を上限の支給券を支給 ※1 割を自己負担

R5 年度実績 延べ件数 1,068 件（実人員 191 人） 支給金額 6,972,249 円

(4) 地域支援事業

①介護予防・日常生活支援総合事業

- 目 的 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていけるよう、介護サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える取り組みである。対象者自身の状況に応じたサービスを利用しながら、自立を目指すことを目的とする。
- 実施年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- 対 象 者 要支援 1 要支援 2 の認定者 及び※事業対象者
※「基本チェックリスト」による判定で、要介護・要支援となるリスクが高いと判定された高齢者のこと。
- 事 業 概 要 対象者自身の状況に応じて、ア「集中介入期」イ「維持期」ウ「自立生活期」の 3 段階の体制によりサービスを作る。
ア ①元気アップチャレンジ教室 ②元気が出る学校
③口腔機能の向上教室 ④スポット訪問リハビリ
イ ①介護予防訪問介護相当サービス ②介護予防通所介護相当サービス
③えぷろんケアサービス ④お達者クラブ
ウ ①いきいきサロン ②老人クラブ等
※R4 年度にイとウの中間に位置する「通所型サービス B」が追加された。

総合事業実績 (R6. 3. 31 現在) 国保連合会支払い調整の為◎は 11 ヶ月分

サービス内容	事業所数	利用件数 (R5 年度)	事業費 (R5 年度)
元気アップチャレンジ教室◎	5	2,451	46,730,910
元気が出る学校	1	701	9,109,342
口腔機能の向上教室	1	26	171,600
スポット訪問リハビリ	1	36	547,468
介護予防訪問介護相当サービス◎	24	306	6,332,830
介護予防通所介護相当サービス◎	37	385	12,300,667
えぷろんケアサービス◎	13	2,023	17,346,941
お達者クラブ◎	23	5,726	118,239,237

②いきいきサロン事業

- 目 的 高齢者が抱える社会的孤立感や不安を解消し、心身機能の向上や仲間づくりを通した社会参加を図り、「健康で心豊かに生活できるための町づくり」「地域ネットづくり (人づくり)」「要介護にならない自立をめざす」拠点として参加者が主体的な活動により地域交流の場として推進することを目的とする。
- 実施年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- 対 象 者 本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者
- 事 業 概 要 各町内の公民館等において、参加者自らが自主的な運営を行うことができるように、人づくり・組織づくりのコーディネーターとしてのサロン活動指導員を配置し、趣味講座・教養レクリエーション等を行う。
- R5 年度実績 サロン数 216 カ所
参加者数 延べ 26,256 人
実施回数 2,531 回

③ふれあい高齢者訪問奉仕

- 目 的 ひとり暮らしや虚弱な高齢者を支援する社会づくりをめざし、併せて高齢者の社会参加と、いきがいくつり活動の一層の推進を図ることを目的とする。
- 実施年月日 平成 17 年 8 月 1 日
- 業務委託先 八代市老人クラブ連合会

対 象 者	ひとり暮らし及び寝たきり老人
事 業 概 要	八代市老人クラブが事業主体となり、各単位クラブが実施する次の事業内容 (1) 話し相手 (2) 在宅福祉サービスの紹介 (3) 家事援助 (4) 日常生活援助 (5) 介護援助 (6) 施設等での奉仕活動
R5 年度実績	訪問延べ件数 8,839 件
訪 問 回 数	(1 週につき) 老人 1 人につき 1 回以上

④高齢者短期入所事業（ショートステイ）

目 的	高齢者を一時的に介護する必要があると認められる場合、当該高齢者を一時的に養護老人ホームで預かることにより、これら高齢者及びその家族の生活を支援し、もって高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 26 年 4 月 1 日）
対 象 者	本市に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者で介護保険要介護認定・要支援認定において非該当と判定されたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ア ひとり暮らしの高齢者で、病気、災害等の理由により一時的に介護をする必要があると認められるもの イ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が疾病、出産、冠婚葬祭、事故、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加等の社会的理由により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの ウ 同居人がいる高齢者で、介護する同居人が私的理由（前号以外の理由で市長が特に認めたもの）により当該高齢者を一時的に介護することができないと認められるもの
施 設	養護老人ホーム「保寿寮」、「すずらんの杜」
期 間	原則として 7 日以内。ただし、特別の事情があると認められるときは延長することができる。
利 用 料	1 日 1,750 円（生活保護受給者；1 日 300 円）
R5 年度実績	延べ 15 件 延べ 175 日

⑤緊急通報装置設置（安心相談確保）

実施年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 21 年 7 月 1 日）
対 象 者	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの老人
設 置 台 数	340 台（R6.3.31 現在）
事 業 内 容	独居老人等に対し、緊急通報装置によって急病及び災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図る。

⑥八代市食の自立支援事業

目 的	食事の準備や調理等が困難な 65 歳以上の高齢者に対して、配食サービスを行うことにより健康増進及び安否確認を図り、在宅での自立した生活を支援することを目的とする。
施行年月日	平成 17 年 8 月 1 日（改正：平成 28 年 4 月 1 日）
対 象 者	本市に住所を有し、食事の支度をするのが困難な高齢者で次の各号のいずれかに該当するもの ア 65 歳以上の単身高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のもの イ その他市長が特に必要と認めたもの
事 業 内 容	ア 昼食又は夕食の居宅への配達。ただし、配食の回数は、1 週間につき 3

回以内(医師の指示がある場合の糖尿病食の配達または中山間地域(坂本、東陽、泉地域)に居住される利用者にあつては、5回以内)とする。

イ 配食の際における安否確認

R5 年度実績 配食数 44,486 食

⑦八代市地域包括支援センター

委託年月日 平成 19 年 4 月 1 日

主 な 業 務

- ・第 1 号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)
- ・総合相談支援事業
- ・高齢者虐待防止などの権利擁護事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

設 置 数 6 カ所

⑧あんしん相談センター

実施年月日 平成 18 年 4 月 1 日

対 象 者 おおむね 65 歳以上の要援護高齢者及びその家族

事 業 内 容 介護予防や生活支援等の総合的な相談に応じ、福祉サービスの手続代行、地域包括支援センターと合同で巡回相談窓口を開催し、高齢者が安心して暮らせるよう援助する。

設 置 数 2 カ所(泉町・坂本町)

(5) 高齢者福祉施策

①長寿祝品の贈呈事業

目 的 高齢者の長寿を祝福するとともに、その福祉の増進と市民の敬老意識の高揚を図ることを目的とする。

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日(改正:令和 2 年 4 月 1 日)

受 給 資 格

- (1)当該年度の 9 月 15 日現在において、本市に引き続き 1 年以上住所を有している者(本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、当該年度中に百歳に到達し、又は到達する見込みの者。
- (2)当該年度の 4 月 1 日現在において、本市に引き続き 1 年以上住所を有している者(本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。)で、本市で最高齢の者。

祝 品

区分	長寿祝品
100 歳の者	表彰状及び記念品
最高齢の者	表彰状、記念品及び花束

R4 年度実績 (100 歳の者) 記念品贈呈者数 50 件
(最高齢の者) 表彰なし 最高齢者 109 歳(千丁町) R2 年度表彰済

②老人クラブ結成状況

結 成 数 78 クラブ 会員数 2,370 人(R6.3.31 現在)

③公益社団法人八代市シルバー人材センター

設 立 昭和 61 年 1 月 22 日

事務所所在地 八代市古城町 1719 番地 2(シルバーワークプラザ八代内)

目 的 センターは定年退職後等において、臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに高年齢者の能力を生かし

- 事業概要
- た活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 会 員 1,275 人 (R6.3.31 現在)
- 役 員 任期 2 年
- 理事長・副理事長・常任理事 (各 1 人)、理事 (13 人)
- 令和 5 年度事業計画
- (1) 「自主・自立・共働・共助」の理念のもと、会員主導によりシルバー人材センター事業の普及啓発活動を推進し、事業の適正化と拡充を図る。
- (2) 定期的に未就業会員の状況把握を行い、適切なマッチング業務を進める。
- (3) 安全対策を強化し、事故の撲滅を図る。
- (4) 高齢者活用・現役世代サポート雇用事業を柱として、適正就業の推進を図りながら、会員の就業の場の確保を図る。
- (5) 新規会員の入会促進と退会会員の抑制により、会員の増強を図る。

④ シルバーワークプラザ八代

- 目 的 高年齢者の就業の機会及び技能研修の場を提供するとともに、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

使 用 料

区 分	午前	午後	夜間	全日
	9 時～12 時	13 時～17 時	18 時～22 時	9 時～22 時
会議室 1	620 円	830 円	830 円	2,300 円
会議室 2	620 円	830 円	830 円	2,300 円
会議室 3	620 円	830 円	830 円	2,300 円
研修作業室	830 円	1,150 円	1,150 円	3,140 円

- 所 在 地 八代市古城町 1719 番地 2
- 工 期 着工 平成 12 年 9 月 11 日 竣工 平成 13 年 3 月 30 日
- 敷 地 面 積 2,207 m²
- 延 床 面 積 622 m²

⑤ 西松江城老人憩いの家

- 事業内容
- ア 各種集会に場所を提供すること
- イ 身上、健康等の各種相談に応じること
- ウ 講演会、研修会等を開催し、教養の向上に努めること
- エ 娯楽設備等を設け、レクリエーションを行うこと

- 使用範囲
- ア 本市に住所を有する 60 歳以上の者
- イ その他市長が特に利用を認める者

使 用 料

60 歳以上の者	1 日 200 円
市長が利用を認めた者	1 日 300 円

全館貸切 (浴場を除く) の場合、1 日につき 2,090 円

- 所 在 地 八代市西松江城町 2-17

- 開 設 昭和 50 年 4 月 1 日
- (施設概要等は総合福祉センター内に設置につき、同項に記載)
- R5 年度利用実績 利用者数延べ 2,663 人 / 年間利用料 532,600 円

⑥認知症高齢者見守りネットワーク事業

目 的 徘徊の恐れのある高齢者の事故を未然に防止し、その家族等が安心して介護できる環境を整備するため、徘徊している高齢者を早期に発見できるGPS（全地球測位システム）機能を有する機器（以下「徘徊探知機」という。）の利用に際し、その初期費用の一部を補助する。

施行年月日 平成31年4月1日

受給対象者 ア 徘徊高齢者の要件

- ・65歳以上の認知症による徘徊のおそれのある高齢者
- ・本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・市税に滞納がない者

イ 介護者の要件

- ・徘徊高齢者と同居している者又は徘徊高齢者の親族であって、当該徘徊高齢者を介護しているもの
- ・本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・市税に滞納がない者

対象経費 徘徊探知機の利用に係る初期費用

- ・徘徊探知機の本体の購入費
- ・徘徊探知機の附属機器の購入費
- ・加入手数料又は登録手数料

補助金額 対象経費に相当する額（上限1万円）
※徘徊高齢者一人につき1回限り

R5年度実績 0件 0円

⑦家族介護支援事業（高齢者見守りQRコードシール）

目 的 認知症等で徘徊の恐れのある高齢者に対し、QRコードシールを身に付けて頂くことで早期に発見できるようにするもの。

実施年月日 令和5年12月1日

対象者 徘徊の恐れのある高齢者。

R5年度実績 3件

（6）在宅医療・介護連携推進事業

目 的 国が進めている地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療介護連携推進事業を推進するための事業を行うことにより、医療や介護が必要となっても、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアの体制づくりを進めることを目的とする。

実施主体 八代市・氷川町・八代市医師会・八代郡市医師会

事業内容 ①在宅医療・介護多職種連携検討委員会

在宅医療・介護連携の課題の共有や解決策に向け、関係機関と連携した体制構築に向けた検討

②八代地域医療・介護多職種連携研修会

医療・介護の多職種関係者による地域包括ケアシステムの構築に関する講話及び事例検討によるグループワーク

③マッシュアップ研修会

医療・介護等関係職種が連携するうえで必要な業務内容や連携方法について、事例を交えた研修会

④高齢者関連施設管理者セミナー

地域包括ケアと介護保険をテーマとしたセミナーを開催。対象は、特別養護老

人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、グループホーム等の高齢者施設経営者及び管理者

⑤地域包括ケア推進住民講演会

住民が興味・関心を持ちやすい、地域包括ケアシステム構築に向けた身近な話題をテーマにした講演会の開催

⑥多職種連携ケア・カフェ

地域包括ケアに係る多職種間の連携及び相互理解の促進に繋がる交流や、高校生の多職種への理解及び就労意欲の向上を目的に研修会を開催

⑦住民向けチラシ配布

地域包括ケアに関するチラシを八代市・氷川町の住民を対象に配布。

⑧住民向け啓発講座

地域包括ケアシステム周知に向けた啓発講座の実施

⑨医療資源調査

医療資源調査の実施、介護関係資源の把握と情報提供

4 障がい者（児）福祉

（１）手帳の交付

①身体障害者手帳台帳登載数

（令和５年度末現在 単位：人）

障害区分 \ 級区分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
視 覚 障 害	113	114	19	20	41	15	322
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	10	133	85	214	5	269	716
音声、言語、そしゃく機能障害	0	2	36	19	0	0	57
肢 体 不 自 由	527	514	386	589	270	188	2,474
内 部 障 害	1,190	13	190	497	0	0	1,890
合 計	1,840	776	716	1,339	316	472	5,459

＊障害区分毎の人数のため、実際の身体障害者手帳所持者数とは異なります。

②療育手帳台帳登載数

（令和５年度末現在 単位：人）

A1	A2	B1	B2	計
238	263	501	826	1,828

③精神障害者保健福祉手帳台帳登載数

（令和５年度末現在 単位：人）

１級	２級	３級	計
266	963	279	1,508

（２）障害福祉サービス給付事業

目 的 障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が、地域で自立した生活をおくれるよう総合的な障害福祉サービスを提供し支援を行うことで、障がいの有無に関係なく、全ての人が安心して暮せる社会の実現を目的とする。

施行年月日 平成 18 年 4 月 1 日

事業内容 ①介護給付

障がい程度が一定以上の障がい者（児）とその家族などの日常生活の介護を中心に援助する。

（サービスの種類）

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・短期入所・重度障害者等包括支援・同行援護・療養介護・生活介護・施設入所支援

②訓練等給付

障がい者の就労を援助するもので、施設等で身体的または社会的リハビリテーションや就労につながる支援を行う。

（サービスの種類）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・共同生活援助・就労定着支援・自立生活援助

費用負担 原則費用の一割、ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

令和５年度実績 事業費 2,941,121,547 円（うち給付費 2,936,812,894 円）

(3) 補装具費の給付

目的・内容 身体障がい者（児）の失われた身体機能を補完または代替する用具である補装具の費用を支給することにより、障がい者の職業その他日常生活の能率の向上、また、障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・増長すること等を目的とする。

費用負担 原則、費用の一割。ただし、所得に応じた月額負担上限額が設定される。

財源内訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4

(令和5年度実績)

補装具名		交 付				修 理			
		件数	金 額 (円)			件数	金 額 (円)		
			公費	自己負担	計		公費	自己負担	計
視覚障害者 安全つえ	者	6	34,626	376	35,002	0	0	0	0
	児	1	6,635	0	6,635	0	0	0	0
補 聴 器	者	77	4,688,008	140,364	4,828,372	26	522,124	15,857	537,981
	児	1	74,591	8,287	82,878	7	63,302	954	64,256
義 肢	者	3	1,864,976	74,400	1,939,376	2	17,050	0	17,050
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
装 具	者	24	2,248,073	83,534	2,331,607	8	71,514	0	71,514
	児	5	2,504,685	195,029	2,699,714	0	15,646	1738	17,384
電 動 車 い す	者	2	1,145,657	0	1,145,657	7	170,472	0	170,472
	児	0	0	0	0	0	0	0	0
車 い す	者	9	2,167,269	57,339	2,224,608	25	1,178,026	10,948	1,188,974
	児	6	1,731,188	153,872	1,885,060	2	38,279	4,252	42,531
そ の 他	者	25	2,002,398	44,514	2,046,912	3	465,668	0	465,668
	児	43	2,056,670	116,656	2,173,326	4	395,079	18,193	413,272
計	者	146	14,151,007	400,527	14,551,534	71	2,424,854	26,805	2,451,659
	児	56	6,373,769	473,844	6,847,613	13	512,306	25,137	537,443

(4) 自立支援医療（更生医療）

更生医療は、疾病、事故、災害等による身体損傷に対する一般医療（治療）を終え、すでに治癒した身体障がい者に対し、その障がい除去または軽減し、日常生活を容易にすることを目的とした医療である。

更生医療の対象となる医療例

じん臓機能障がい 人工透析療法、CAPD（腹膜透析）、シャント作成術、じん臓移植術、じん臓移植術後の抗免疫療法

心臓機能障がい	弁置換術、心房（室）欠損閉鎖術、経皮的冠動脈形成術、バイパス術、ペースメーカー埋め込み術など ※手術前提のための内科的治療のみのものは対象外
肢体不自由	関節置換術、関節形成術、骨切り術、抜釘術、義肢装具装着のための断端形成術、手術後のリハビリなど ※骨髓炎手術、骨接合術（偽関節の際は該当）、関節切開術、滑膜切除術、半月板切除術、切断（再切断や断端形成術の場合は該当）、ヘルニア除去術、椎弓切除術は対象外
免疫機能障がい	抗 HIV 療法、免疫調整療法
訪問看護	形成術や脳血管障害後のリハビリ、補装具の装着指導、ストマの装着状況の管理、CAPD の管理、中心静脈栄養の管理
視覚障がい	角膜移植術、水晶体摘出術、硝子体切除術など
聴覚障がい	人工内耳埋込み術、鼓室形成術など
言語障がい	外傷性（顎口蓋形成術、外傷性発音構語障害の形成術など）薬物や暗示療法など
小腸機能障がい	中心静脈栄養法など
肝臓機能障がい	肝臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法
財 源 内 訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
令和 5 年度実績	給付延べ件数 4,861 件 事業費 239,032,863 円（うち給付費 238,772,243 円）

（５）自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の身体上に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる場合、指定医療機関で受けた医療の一部を公費で負担する。

対象となる疾患例

対象障がい	症例
肢体不自由	脊椎側湾症、内反足、多指症、ペルテス病、斜頸
視覚障がい	眼瞼下垂、未熟児網膜症、先天白内障、外斜視
聴覚、平衡機能障がい	小耳症、高度難聴、慢性中耳炎
音声・言語・そしゃく機能障がい	口蓋裂、唇顎裂、ピエールロバン症候群
内臓機能障がい	（心臓）心室中隔欠損症、動脈管開存症、ファロー四徴症 （腎臓）慢性腎不全（腹膜透析、腎移植） （小腸）腸回転異常症、小腸閉鎖症 （肝臓）生体肝移植 （その他）ヒルシュスプルング病、漏斗胸、膀胱尿管逆流
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	

給付の範囲	○診察 ○薬剤又は治療剤料の支給 ○医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 他
財 源 内 訳	国 1/2、県 1/4、市 1/4
令和 5 年度実績	給付延べ件数 62 件 事業費 2,454,916 円（うち給付費 2,452,574 円）

(6) 地域生活支援事業

- 目 的 障がい者（児）がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 施行年月日 平成 18 年 10 月 1 日
- 事業内容
- ①障害者相談支援事業
障がい者や障がい児の保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。また、障がい者（児）に対する虐待の防止・早期発見のため、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行う。
 - ②基幹相談支援センター事業
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、相談等の業務等を総合的に行う。
 - ③理解促進研修・啓発事業
障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民へ働きかけ、社会的な障壁を除去し共生社会の実現を図ることを目的とし、研修・啓発事業を行う。
 - ④地域活動支援センター事業
創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を行い、障がい者の地域生活を支援する。
 - ⑤意志疎通支援事業
聴覚、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の伝達に支援が必要な障がい者（児）に対して、手話通訳者等を派遣する事業などを行う。
 - ⑥日常生活用具等給付事業
重度の障がい者（児）の自立した日常生活を支援するために、介護・訓練用支援用具、在宅療養等支援用具などの給付を行う。
 - ⑦移動支援事業
障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援する。
 - ⑧訪問入浴サービス事業
自宅で入浴することが困難な重度の身体障がい者（児）を対象に、訪問により浴槽を提供し、入浴サービスを行う。
 - ⑨日中一時支援事業（日中短期入所事業、障がい児タイムケア事業）
障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者（児）の日中における活動の場を確保する。
 - ⑩手話奉仕員養成研修事業
聴覚障がい者のコミュニケーションの確保を図り、積極的な社会参加を促進するために、その支援を担う手話奉仕員を養成する。
 - ⑪社会参加促進事業
 - ・障がい者スポーツ大会開催事業
 - ・点字・声の市報発行事業
 - ・自動車運転免許取得助成事業
 - ・自動車改造助成事業

⑫知的障がい者職親委託制度事業

就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着を高めるため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行う。

⑬福祉ホーム事業

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。

⑭成年後見制度利用支援事業

知的障がい者、精神障がい者で判断能力が十分でない方を保護し支援するための制度で、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の助成を行う。

財 源 内 訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4
令和5年度実績 事業費 121,158,000 円

(7) 障がい児通所支援事業

目 的 児童福祉法に規定する障害児通所支援に関する事業を行うことにより、障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

施行年月日 平成24年4月1日

事 業 内 容 ①児童発達支援
未就学の障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

②医療型児童発達支援
上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童を対象に、医療型児童発達支援センターに通わせ、児童発達支援及び治療を行う。

③放課後等デイサービス
就学している障がい児及び障がいの疑いのある児を対象に、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

④居宅訪問型児童発達支援
重度の障がいの状態その他これに順ずる状態であって、児童発達支援等の通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する。

⑤保育所等訪問支援
保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児を対象に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。

財 源 内 訳 国 1/2、県 1/4、市 1/4
令和5年度実績 事業費 589,170,286 円（うち給付費 586,908,909 円）

(8) 重度心身障がい者（児）の医療費助成

目 的 重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成する。
重度心身障がい者 八代市においては、次に掲げる者をいう。

①身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障

	がいの程度が身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当するもの。 ②熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障がいの程度が最重度（A1）又は重度（A2）に該当するもの。 ③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に該当するもの。 ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が障害等級1級に該当するもの。
受給資格	上記に定める重度心身障がい者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。 ①満3歳以上の者で、かつ、八代市内に居住し、住民登録をしている者又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの。 ②医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者。
支給の内容	重度心身障がい者が受けた保険給付に係る一部負担金を次の区分により支給する。 ①通院については、自己負担額から1,000円を引いた額（令和6年4月以降） ②入院については、自己負担額から2,000円を引いた額（令和6年4月以降）
財源内訳	県1/2、市1/2
登録者	2,973人（令和6年3月31日現在）
令和5年度実績	助成延べ件数 46,120件 事業費 213,542,090円（うち給付費 210,075,404円）

（9）特別障害者手当等の支給

①特別障害者手当

昭和61年4月から、障がい者の所得保障の確立を図るための障害基礎年金が創設されたことに伴い、従来の福祉手当制度を再編した「特別障害者手当」が創設され、障がいによる特別な負担の軽減が図られている。

支給対象 20歳以上であって日常生活において常時特別の介護を要するような在宅重度障がい者（所得制限有）

対象外 施設入所者、3カ月以上の入院者

手当額 令和6年4月現在：月額 28,840円

②障害児福祉手当

支給対象 20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とするもの（所得制限有）

対象外 施設入所者

手当額 令和6年4月現在：月額 15,690円

③経過的福祉手当

支給対象 従来福祉手当受給者で障害基礎年金及び特別障害者手当を受給しないもの（新規認定なし）

手当額 令和6年4月現在：月額 15,690円

（10）心身障害者施設

○八代市立希望の里たいよう（八代市高下西町1704）（※指定管理者制度導入・H20年6月1日～）

設置年月日 平成20年6月1日

設置目的 障がい者が働く意欲と能力を発揮し、地域で生きがいをもち、自立した社会生活が実現できるように支援する。

施設種別	障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業所
工期	着工 平成 19 年 7 月 13 日 竣工 平成 20 年 5 月 25 日
工事費	624,000 千円
敷地面積	6,733.44 m ²
建物面積	2,243.71 m ²
建物の構造	鉄骨造平屋建
施設内容	本体：玄関、ホール、パン工房たいよう、軽作業室、印刷室、デイルーム、会議室、コミュニティホール、静養室、相談室、事務室、更衣室、多目的トイレ 別棟：買物カゴ洗浄作業場、ポンプ室
定員	77 人
現員数	77 人 (R6. 3. 31 現在)
事業内容	ア 就労移行支援事業 イ 就労継続支援 B 型事業 ウ 生活介護事業
生産活動	パン製造・販売、買物カゴ洗浄、印刷、軽作業、公園作業
運営	指定管理者 社会福祉法人 八代市社会福祉事業団
職員数	21 人

(11) 八代市障がい者サポーター制度

目的	「ともに支えあい 自分らしく暮らせる 心のかよいあうまち やつしろ」の実現を目指し、障がいの特性及び必要な配慮についての市民の理解の促進並びに障がい者の暮らしの充実及び社会参加の促進を図る。
施行年月日	平成 30 年 4 月 1 日
役割	研修を受講した障がい者サポーター及び障がい者サポート企業・団体により次の事項を行う。 ①障がい及び障がい者について積極的に理解する。 ②暮らしの中で障がい者に対して配慮する。 ③障がい福祉に関するボランティア活動、イベント等に参加する。 ④家庭、職場、学校等地域社会において制度の普及活動を行う。 ⑤地域で生活する障がい者の見守りやその家族への支援を行う。
事業費	令和 5 年度 0 円
令和 5 年度実績	障がい者サポーター 255 人 (累計 3,420 人)

5 国民年金

(1) 加入状況

区分 \ 年度			R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
被保険者	第 1 号被保険者	(人)	15,174	14,828	14,111	13,963	13,808
	任意加入	(人)	118	118	98	108	106
	小 計	(人)	15,292	14,946	14,209	14,071	13,914
	第 3 号被保険者	(人)	5,579	5,358	5,105	4,688	4,391
	合 計	(人)	20,871	20,304	19,314	18,759	18,305

区分 \ 年度			R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
被保険者	法定免除	(人)	1,492	1,515	1,572	1,560	1,576
	申請免除	(人)	5,691	6,194	6,082	6,194	6,117
	合 計	(人)	7,183	7,709	7,654	7,754	7,693
	免 除 率	(%)	47.3	52.0	54.2	55.5	55.7

(2) 国民年金保険料

区分 \ 年度		R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
定額保険料	(円)	16,410	16,540	16,610	16,590	16,520
付加保険料	(円)	400	400	400	400	400

(3) 納付状況

区分 \ 年度		R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
納 付 対 象 月 数	(月)	97,866	92,820	86,038	83,148	80,598
納 付 月 数	(月)	69,910	68,122	66,214	65,132	64,608
納 付 率	(%)	71.4	73.4	77.0	78.3	80.2

(4) 適用状況

区分 \ 年度		R 元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
学 生	(人)	102	*1 1	0	2	2
適 用 も れ 者	(人)	31	26	70	133	104
20 歳 到 達 者	(人)	749	851	756	743	780
第 2 号被保険者からの移行者	(人)	2,506	2,600	2,299	2,247	2,563
外国からの転入	(人)	554	306	43	1,081	877
そ の 他	(人)	431	415	361	372	331
合 計	(人)	4,373	4,199	3,529	4,578	4,657

* 1: R1.10～学生と20歳到達統合 R2は職権調査によるもの

(5) 保険料及び年金額

		改正前	改正後	昭和31年4月1日以前生まれの人
保険料 (令和6年4月現在)	定額保険料	16,520円	16,980円	
	付加保険料	400円	400円	
年金額 (令和6年4月現在)	老齢基礎年金	795,000円	816,000円	813,700
	障害基礎年金	1級 993,750円	1,020,000円	1,017,125
		2級 795,000円	816,000円	813,700
	遺族基礎年金 (子1人)	1,023,700円	1,050,800円	1,048,500
	基 本	795,000円	816,000円	813,700
	子の加算	228,700円	234,800円	234,800
	3子以降の加算	76,200円	78,300円	78,300

6 その他の福祉

(1) 八代市総合福祉センター（八代市西松江城町 2-17）

開 館 昭和 50 年 4 月 1 日
 設 置 目 的 社会福祉を増進し、市民の福祉の増進と生活の向上を図る。
 敷 地 面 積 1,851.51 m²
 工 期 着工 昭和 49 年 9 月 30 日 竣工 昭和 50 年 3 月 25 日
 建物の構造 鉄筋コンクリート 2 階建
 延 床 面 積 本館 855.36 m² (1・2 階とも 427.68 m²)
 別館 178.17 m² (西松江城老人憩いの家)
 施 設 内 容 本館 1 階 玄関、ホール、療育室、相談室、事務室、便所、多目的トイレ
 機械室、倉庫
 本館 2 階 相談室、会議室、便所、湯沸室、各種福祉団体事務室
 別 館 玄関、浴室、脱衣室、機械室、便所、湯沸室
 工 事 費 125,370 千円
 財 源 内 訳 国庫補助金（工業再配置促進費補助金） 100,000 千円
 一般財源 25,370 千円
 使 用 料 令和 4 年 4 月 1 日施行

区 分	9 時～12 時	13 時～17 時	9 時～17 時
東会議室	640 円	850 円	1,280 円
西会議室	640 円	850 円	1,280 円
冷暖房	(1 時間) 100 円		

(2) 八代市坂本地域福祉センター（八代市坂本町荒瀬 1307）

開 館 平成 8 年 3 月 1 日
 敷 地 面 積 12,964 m²
 工 期 着工 平成 6 年 6 月 22 日 竣工 平成 8 年 2 月 26 日
 建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
 延 床 面 積 センター 1,298.66 m² 車庫 61.5 m²
 施 設 内 容 玄関、事務室、ロビー、相談室、ボランティア室、湯沸室、研修室、会議室、
 便所、倉庫、外部機械室
 工 事 費 562,319 千円
 財 源 内 訳 国庫負担金 123,755 千円 県補助金 61,879 千円
 地方債 290,800 千円 一般財源 85,885 千円
 事 業 ①地域の福祉向上を図るために必要な人材の育成などの研修事業
 ②生活上の心配ごと等について助言等を与える相談事業
 ③健康増進に関する事業
 ④地域福祉活動支援事業
 ⑤幼児児童健全育成事業
 ⑥その他市長が必要と認める事業

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分	料 金
訓 練 機 器	1 回につき 100 円
施設使用料 会議室・研修室等	1 団体の 1 時間につき 260 円

(3) 八代市鏡地域福祉センター（八代市鏡町鏡村 720）

開 館 平成 4 年 3 月 27 日
 敷 地 面 積 5,713.3 m²
 工 期 着工 平成 3 年 10 月 26 日 竣工 平成 4 年 3 月 10 日

建物の構造	鉄骨造平屋建（一部コンクリートブロック補強造）
延床面積	699.50 m ²
施設内容	玄関、ホール、事務室、集会室、休憩室、ステージ、娯楽室、相談室、機械室、倉庫
工事費	111,001 千円
財源内訳	国庫補助金 48,173 千円 地方債 61,600 千円
一般財源	1,228 千円
事業	①老人の生活、住居、身上等に関する相談及び指導援助 ②老人の生業及び就労等の指導 ③老人の後退機能の回復訓練 ④老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びに必要な便宜の提供 ⑤前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
使用料	令和元年 10 月 1 日施行

区 分	使用料
市 内	1 日 100 円
市 外	1 日 210 円

（４）八代市東陽地域福祉保健センター（八代市東陽町南 1075）

開 館	平成 7 年 12 月 1 日
敷地面積	3,401.92 m ²
工 期	着工 平成 7 年 1 月 25 日 竣工 平成 7 年 11 月 10 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
延床面積	1846.47 m ²
施設内容	調理室、書庫、倉庫、ボランティアルーム、研修室、機械室、事務室等
工事費	543,396 千円
財源内訳	国・県補助金 234,018 千円 地方債 265,100 千円 一般財源 44,278 千円
事業	①福祉活動の推進に関すること ②健康保持増進に関すること ③前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること

使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

区分	9 時から 12 時まで	13 時から 17 時まで	9 時から 17 時まで	冷暖房使用料 (1 時間当たり)
集団検診室	890 円	1,220 円	1,670 円	210 円
研修室	440 円	550 円	890 円	100 円
調理実習室	1,000 円	1,340 円	1,790 円	100 円
健康相談室	440 円	550 円	890 円	100 円
母子指導室	440 円	550 円	890 円	100 円
相談室	220 円	330 円	440 円	100 円
陶芸窯	320 円（1 時間当たり）			

（５）八代市泉地域福祉センター（八代市泉町下岳 2974）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 館	平成 6 年 4 月 1 日
敷地面積	10519.73 m ² （泉憩いの家と共有）

工 期	着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日
(工期増築分)	着工 平成 16 年 10 月 5 日 竣工 平成 17 年 3 月 10 日
建物の構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積	1335.29 m ²
施設内容	デイサービス部門 事務室、相談室及び介護教室、日常動作訓練室、老人休憩室、食堂、厨房、 玄関廊下、特浴室、大浴場、小浴場、機械室、更衣室、倉庫、便所 居住部門 居室、生活援助員室、洗濯室、談話コーナー、玄関廊下 ヘルパーステーション他 ヘルパーステーション、事務室、相談室、展示室、玄関廊下
工 事 費	440,298 千円
財 源 内 訳	国庫支出金 43,460 千円 県 支 出 金 21,730 千円 地 方 債 224,500 千円 基 金 等 142,000 千円 一 般 財 源 8,608 千円
増築工事費	29,591 千円
増築財源内訳	県 補 助 金 19,892 千円 地 方 債 9,100 千円 一 般 財 源 599 千円
事 業	①介護保険法に規定する通所介護にすること ②介護保険法に規定する第 1 号通所事業にすること ③居住部門事業にすること ④一般入浴事業にすること

使 用 料 令和 5 年 4 月 1 日施行

区 分			金 額
浴 場	市内	大人（中学生以上）	100 円
		子供（小学生以下）	50 円
	市外	大人（中学生以上）	210 円
		子供（小学生以下）	100 円
居住設備	収入区分別使用料 (利用者 1 人につき 1 月ごとに基本使用 料に加算)	1,200,000 円以下	0 円
		1,200,001 円以上 1,300,000 円以下	4,000 円
		1,300,001 円以上 1,400,000 円以下	7,000 円
		1,400,001 円以上 1,500,000 円以下	10,000 円
		1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	13,000 円
		1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	16,000 円
		1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	19,000 円
		1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	22,000 円
		1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	25,000 円
		2,000,000 円以上	30,000 円

備考 居住設備の利用者は、この表に定める使用料のほか、光熱水費の実費に相当する額を負担しなければならない。

(6) 八代市柿迫生きがいセンター（八代市泉町柿迫 5157-2）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 館 平成 15 年 4 月 1 日
敷 地 面 積 1291.30 m²
工 期 着工 平成 14 年 10 月 9 日 竣工 平成 15 年 3 月 4 日
建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
延 床 面 積 267.35 m²
施 設 内 容 世代間交流室、浴室、サウナ、脱衣室、食堂、調理室、ボイラー室、食品庫、休憩室、集会室、健康増進室、便所、廊下
工 事 費 40,804 千円
財 源 内 訳 国庫支出金 26,101 千円
地 方 債 12,900 千円
一 般 財 源 1,803 千円
事 業 ①市民の福祉保健活動の推進に関する事
②市民の健康管理及び健康保持増進に関する事
③高齢者の福祉保健の増進に関する事
④障がい者（障がいのある児童を含む。以下同じ。）の福祉の増進に関する事
⑤母子、父子及び寡婦並びに児童の福祉の増進に関する事
⑥前各号に定めるもののほか、市民の福祉保健の増進及び社会参加の促進のために必要と認める事項に関する事

使 用 料

令和元年 10 月 1 日施行

区 分			使用料	備 考
施設利用料 (団体のみ)	65 歳以上 (障がい者を含む)		無 料	市外居住者の 使用料は 2 倍とする
	一 般	10 人未満	1 人当たり 100 円	
		10 人以上	1,060 円	
入浴利用料	65 歳以上 (障がい者を含む)		100 円	
	一 般 (中学生以上 65 歳未満)		210 円	

(7) 八代市泉憩いの家（八代市泉町下岳 2974）（※指定管理者制度導入・H18 年度～）

開 館 平成 6 年 4 月 1 日
敷 地 面 積 10519.73 m²（泉地域福祉センターと共有）
工 期 着工 平成 5 年 8 月 2 日 竣工 平成 6 年 1 月 31 日
建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建
延 床 面 積 215.99 m²
施 設 内 容 和室、ステージ、広縁、給湯室、控え室、倉庫、玄関、廊下、便所
工 事 費 440,298 千円
財 源 内 訳 国庫支出金 43,460 千円
県 支 出 金 21,730 千円
地 方 債 224,500 千円
基 金 等 142,000 千円
一 般 財 源 8,608 千円
事 業 ①各種集會に場所を提供すること
②身上、健康等の各種相談に応ずること
③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること
④娯楽、レクリエーションを行うこと
使 用 料 無料

泉地域福祉センター分を含む

(8) 八代市五家荘憩いの家（八代市泉町椎原又 1-1）＊休止中

開 館 平成 12 年 4 月 1 日
敷 地 面 積 3717.34 m²（五家荘デイサービスセンターと共有）

工 期	着工 平成 11 年 6 月 19 日	竣工 平成 11 年 9 月 30 日
建物の構造	軽量鉄骨造平屋建鉄板葺	
延床面積	308.05 m ²	
施設内容	給湯室、和室、技術室、事務室、更衣室、倉庫、便所、玄関、廊下	
工事費	35,968 千円	
財源内訳	県補助金 14,630 千円 地方債 16,400 千円 一般財源 4,938 千円	
事業	①各種集会に場所を提供すること ②身上、健康等の各種相談に応ずること ③講演会、研究会等を開催し、教養の向上に努めること ④娯楽、レクリエーションを行うこと	
使用料	無料	

(9) 八代市五家荘デイサービスセンター (八代市泉町椎原又 1-1)
(※指定管理者制度導入・H19 年度～)

開 館	平成 12 年 4 月 1 日	
敷地面積	3,717.34 m ² (五家荘憩いの家と共有)	
工 期	着工 平成 10 年 8 月 8 日	竣工 平成 11 年 2 月 15 日
建物の構造	鉄骨造平屋建	
延床面積	360.24 m ²	
施設内容	事務室、教育室、相談室、訓練室、食堂、休憩室、厨房、脱衣室、浴室、機械ボイラー室、倉庫、備品庫、更衣室、便所、玄関、廊下	
工事費	149,610 千円	
財源内訳	県補助金 28,970 千円 地方債 53,500 千円 基金等 20,000 千円 一般財源 47,140 千円	
事業	①介護保険法に規定する通所介護に関すること ②介護保険法に規定する第 1 号通所事業に関すること	
使用料	介護保険法等に定める額	

7 健康福祉施設

(1) 八代市保健センター (八代市高下西町 1726-5)

工 期	着工 平成 2 年 6 月 25 日	竣工 平成 3 年 3 月 28 日
敷地面積	6,087.06 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート 2 階建 845.55 m ²	
延床面積	1,344.14 m ²	
主な施設	1 階 (事務室、集団検診室 (大・小)、歯科指導室、会議室、健康相談室) 2 階 (栄養指導室、保健指導室 (和室)、保健指導室 (大・小))	
総 工 費	612,974 千円	内訳：工事費 453,834 千円 土地購入費 122,364 千円 等

(2) 八代市鏡保健センター (八代市鏡町大字内田 453-1)

工 期	着工 平成 6 年 7 月 20 日	竣工 平成 7 年 3 月 17 日
敷地面積	11,826.755 m ²	
建 物	鉄筋コンクリート造 2 階建・一部鉄骨造 建築面積 587.755 m ²	
延べ床面積	1,066.293 m ²	
主な施設	1 階 (事務室、集団検診室、栄養指導室、保健指導室 (和室)) 2 階 (多目的ホール、研修室 (大)、研修室 (中))	
総 工 費	(全体) 315,881 千円	
	(内訳)	新築工事費 301,790 千円
		付帯工事費 3,605 千円
		設計委託費 5,336 千円 (H5 年度実施)
		工事・監理委託費 5,150 千円

(3) 八代市千丁健康温泉センター（八代市千丁町新牟田 1433）

開 館 平成 8 年 4 月 1 日
敷 地 面 積 4,409 m²（八代市公民館と共有）
工 期 着工 平成 6 年 10 月 13 日 竣工 平成 8 年 2 月 23 日
建物の構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建
延 床 面 積 2183.946 m²（八代市公民館と共有）
施 設 内 容 浴室、休憩室、2 階和室（もくせい、きく）、展示ギャラリー等
工 事 費 2,451,192 千円（全体）
財 源 内 訳 地 方 債 1,727,400 千円 基 金 611,110 千円
一般財源 112,682 千円
事 業 ①入浴、休憩及び健康づくりの場の提供に関すること
②前号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業
使 用 料 令和元年 10 月 1 日施行

区 分		使用料	回数券（12 枚）
大人	中学生以上	420 円	4,200 円
	65 歳以上及び障がい者等	320 円	3,200 円
子供	4 歳以上小学生以下	320 円	3,200 円
	3 歳以下	無料	

※(1)八代市保健センター及び(2)八代市鏡保健センターの事業内容と令和 5 年度実績については 244 ページ参照

事業名	事業内容		令和5年度 利用人数(実施数)
1. 高齢者医療確保法に 基づく保健事業	※健康診査	特定健康診査 ＊	7,006人
		高齢者健診（医科健診）	2,684人
		高齢者健診（歯科健診）	60人
	特定保健指導事業(初回面接実施者数)		474人
2. 健康増進事業	健康診査	基本健診	24人
		肺がん検診 ＊	6,904人
		大腸がん検診 ＊	5,771人
		胃がん検診	2,536人
		腹部超音波検診 ＊	6,481人
		乳がん検診	4,165人
		子宮頸がん検診	3,730人
		前立腺がん検診	309人
		歯周病検診	105人
		肝炎ウイルス検診（個別勧奨）	(40歳のみ) 212人
	ヤング健診	基本健診及び歯周病検診	(基本健診のみ) 410人
		腹部超音波検診	333人
		乳がん検診（超音波検査）	194人
		子宮頸がん検診	179人
		健康教育	集団健康教育
	健康相談	重点健康相談	1,356人(533回)
		総合健康相談	851人(120回)
訪問指導		32人	
39歳以下及び65歳以上の教育・相談・訪問		延5,081人	
3. 食生活改善推進事業 ※食生活改善推進員が開催した教室への参加者数及び実施回数			2,466人(521回)
4. 結核検診事業			6,544人
5. 精神保健事業（相談・訪問・講演会）			804人(123回)
6. 歯科保健事業	歯科健康教育		632人（23回）
	心身障害児（者）歯科健康教育		45人(5回)
	歯の祭典		727人
	2歳児歯科健診		588人
	バースデー予防歯科（1歳児フッ化物歯面塗布）		487人(24回)
	フッ化物洗口実施園		42園
	フッ化物洗口実施小中学校		40校
7. 母子保健事業	健康診査	4ヶ月児健診	682人(42回)
		7ヶ月児健診	703人(40回)
		1歳6ヶ月児健診	737人(39回)
		3歳児健診	829人(39回)
		妊婦健康診査	1,040人(延8,251人)
		妊婦歯科健診	348人
		産婦健診	590人
	教育・相談	母子健康手帳交付	611人
		こども発達相談	110組(47回)
		ウエルカムベビー教室（両親学級）	221人
		すまいる広場（離乳食教室）	92人
		個別相談（電話相談含む）	3,397人
		訪問指導	1951人
8. 予防接種事業	定期予防接種	三種混合	0人
		四種混合	2,915人
		二種混合	719人
		不活化ポリオ	0人
		日本脳炎	4,304人
		麻しん・風しん・MR	1,570人
		B C G	663人
		水痘	1,269人
		子宮頸がん	1,792人
		ヒブ	2,669人
		小児用肺炎球菌	2,678人
		B型肝炎	2,023人
		ロタ	1,429人
		インフルエンザ（高齢者）	24,219人
		高齢者の肺炎球菌	1,833人
		風しんの追加的対策事業（H31～R6年度）	50人(抗体検査247人)
9. 不妊治療費助成事業	特定不妊治療（R5年4月～生殖補助医療）		45人（延47件）
	一般不妊治療		33人（延33件）

※「1. 高齢者医療確保法に基づく保健事業」特定健診利用人数は、受診者総数であり、法定報告対象者数とは異なる。

*国保人間ドック受診者を含む受診者総数である。

8 医 療 機 関

(1) 経営別医療機関

(令和6年4月1日現在)

	公営・公的	法人	個人	計	病床数 (床)
病 院	2	9	0	11	(内訳) 精神 775 結核 0 感染症 4 療養 507 その他 986
医 院 (診療所)	3	87	34	124	316
歯科医院 (診療所)	1	23	40	64	0
計	6	119	74	199	2,588

(2) 診療科別医療機関

診療科別医療機関	内科	心療内科	精神科	神経科	神経内科	呼吸器科	消化器科
機関数	101	4	8	2	4	15	9
診療科別医療機関	胃腸科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	小児科	外科	整形外科
機関数	17	17	7	9	20	27	22
診療科別医療機関	形成外科	美容外科	脳神経外科	呼吸器外科	心臓血管外科	小児外科	性病科
機関数	1	0	6	2	2	2	0
診療科別医療機関	こう門科	皮膚泌尿器科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	産科	婦人科
機関数	5	0	12	6	3	3	4
診療科別医療機関	眼科	耳鼻いんこう科	気管食道科	リハビリテーション科	放射線科	歯科	矯正歯科
機関数	8	5	2	22	12	63	22
診療科別医療機関	小児歯科	歯科口腔外科	麻酔科				
機関数	37	19	6				

(3) 救急告示医療機関

種 別	総数	外科	内科
病 院	2	2	2
診 療 所	1	0	1
計	3	2	3

(4) 一次救急医療

① 休日当番医

診療内容 外科、内科・小児科

診療時間 日曜日・祝日、午前9時～午後5時

(5月3日～6日、12月31日～1月3日も診療)

② 夜間急患センター

八代市夜間急患センター（八代市医師会立病院内）

診療内容 総合診療、小児科

診療時間 月曜日～土曜日、午後7時～午後10時

(祝日、五月連休及び年末年始除く)

(5) 二次救急医療

病院群輪番制病院

熊本総合病院、熊本労災病院、八代北部地域医療センター
年末年始（12月31日～1月3日）

熊本総合病院、熊本労災病院、八代北部地域医療センター

(6) 救急歯科診療

① 休日救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 日曜日・祝日、午前10時～午後4時

② 五月連休・年末年始救急歯科診療

八代歯科医師会口腔保健センター

診療時間 5月3日～6日、午前10時～午後4時

12月30日～1月3日、午前10時～午後4時

9 国民健康保険事業

事業開始	昭和29年1月1日（一部実施）
	昭和31年8月1日（全面実施）
被保険者数	28,580人（令和6年3月末日現在）
加入世帯数	18,641世帯（　　　　　〃　　　　　）

（１）保険給付

①給付割合

種別	年齢等の区分	割合
一 般	義務教育就学前	8割
	就学後～69歳	7割
	70歳以上	8割
	70歳以上(現役並み所得者)	7割

②高額療養費

ア 70歳未満の場合、同じ月内に、同じ医療機関（入院・外来は別計算）で支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	自己負担限度額	
年間所得901万円超	$252,600円 + (\text{かかった医療費} - 842,000円) \times 1\%$	[140,100円] ※
年間所得600万円超	$167,400円 + (\text{かかった医療費} - 558,000円) \times 1\%$	[93,000円] ※
年間所得210万円超	$80,100円 + (\text{かかった医療費} - 267,000円) \times 1\%$	[44,400円] ※
年間所得210万円以下	57,600円	[44,400円] ※
住民税非課税世帯	35,400円	[24,600円] ※

※ [] 内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

イ 70歳以上の場合、外来の自己負担限度額を個人単位で適用した後、入院も含めた自己負担限度額を世帯単位で適用する。同じ月内に支払った自己負担額が下表の自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

区分	外来の限度額	入院及び世帯の限度額
課税所得690万以上	$252,600円 + (\text{かかった医療費} - 842,000円) \times 1\%$	[140,100円] ※
課税所得380万以上	$167,400円 + (\text{かかった医療費} - 558,000円) \times 1\%$	[93,000円] ※
課税所得145万以上	$80,100円 + (\text{かかった医療費} - 267,000円) \times 1\%$	[44,400円] ※
一 般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 [44,400円] ※
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※ [] 内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額。

ウ 世帯合算

70歳未満の場合、1つの世帯で同じ月内に、個人毎、医療機関毎、入院・外来毎に合計した医療費の自己負担額が 21,000円以上のものを合算して、合計でアの自己負担限度額を超えた額を支給。

70歳以上の場合、1つの世帯で同じ月内に、すべての医療費の自己負担額を合算し、イの自己負担限度額を超えた額を支給。（70歳未満のように 21,000円以上という合算対象額はない。）

エ 特定疾病の長期療養

血友病、人工透析の必要な慢性腎不全及び後天性免疫不全症候群の場合、一カ月10,000円（70歳未満の人工透析が必要な上位所得者は20,000円）を自己負担すると、超える額は国保より医療機関へ支払われる。

③高額医療・高額介護合算制度（平成20年4月1日から）

「高額療養費（医療保険）」と「高額介護サービス費（介護保険）」の自己負担額の1年間の支払いが下記の算定基準額に500円を加えた額を上回る場合、超えた額を支給。

算定基準額：毎年8月1日～翌年7月31日までの12カ月

所得区分	70歳～74歳
課税所得690万以上	212万円
課税所得380万以上	141万円
課税所得145万以上	67万円
一 般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

所得区分	70歳未満
年間所得901万円超	212万円
年間所得600万円超	141万円
年間所得210万円超	67万円
年間所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

④その他

ア 出産育児一時金の支給 出産時1人につき488,000円(500,000円)

※産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合は50万円の支給

イ 葬祭費の支給 死亡1人につき 20,000円

（２）保険税

①基礎課税

所得割	所得割率 10.6/100	
均等割	被保険者1人につき	29,600円
平等割	1世帯につき	22,000円
その他	課税限度額	650,000円

②後期高齢者支援金（等）課税

所得割	所得割率 3.3/100	
均等割	被保険者1人につき	9,300円
平等割	1世帯につき	6,900円
その他	課税限度額	240,000円

③介護納付金課税（40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者）

所得割	所得割率 2.7/100	
均等割	被保険者1人につき	14,900円
その他	課税限度額	170,000円

※国民健康保険税の軽減措置

- a 世帯の所得水準に応じて、保険料の「均等割額」「平等割額」が7割、5割、2割軽減される。
- b 健保組合や船員保険、共済組合などの被用者保険の被扶養者は、激変緩和の観点から、「所得割額」は課されず、資格取得から2年間に限り、均等割額が5割軽減される。
また、旧被扶養者のみで構成される世帯の場合は、平等割額も5割軽減される。
- c 国民健康保険加入の世帯員が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険加入者が1人となった世帯は、平等割額を5年間は2分の1を減額し、その後3年間は4分の1を減額する。（ただし、世帯内の国保加入者が2人以上になった場合や世帯主を変更した場合は適用されない。）
- d 非自発的失業（離職）により国民健康保険へ加入する人の保険税について、失業（離職）から一定の期間（離職日の翌日から翌年度末までの期間）、前年の給与所得を30%として算定して賦課することにより軽減する。ただし、世帯に属する他の被保険者の所得は通常の額を用いる
- e 令和4年度から、国民健康保険へ加入する未就学児の保険税のうち「均等割」が5割軽減される。
- f 令和6年1月から、国民健康保険の被保険者が出産された場合、出産月の前月から4ヵ月分に相当する国民健康保険税が免除される。（多胎妊娠の場合は6ヵ月分）

（３）医療費の推移（実績）

年 度			H30	R1	R2	R3	R4
一 般	被 保 険 者 数	(人)	34,478	33,393	32,647	31,773	30,719
	医 療 費 総 額	(千円)	13,802,756	13,866,437	13,405,592	13,465,375	13,307,066
	医 療 費 一人当たりの額	(円)	400,335	415,250	410,622	423,799	433,187
	受 診 率	(%)	1,785	1,821	1,761	1,857	1,904
	高 額 療 養 費 額 支 給	(千円)	1,564,372	1,605,764	1,561,614	1,551,232	1,512,042
退 職 者	被 保 険 者 数	(人)	180	43	0	0	0
	医 療 費 総 額	(千円)	88,603	14,019	0	0	0
	医 療 費 一人当たりの額	(円)	492,240	326,028	0	0	0
	受 診 率	(%)	2,247	2,474	0	0	0
	高 額 療 養 費 額 支 給	(千円)	12,038	1,155	0	0	0

(4) 事業運営年度推移 (実績)

(金額単位: 財政状況・千円、その他・円)

年 度			項 目		H30		R1		R2		R3		R4	
被 保 険 者 数 (人)					34,658		33,436		32,647		31,773		30,719	
加 入 世 帯 数 (世帯)					20,642		20,218		20,002		19,670		19,433	
加入率			対人口比 (%)		27.07		26.36		26.01		25.59		25.02	
			対世帯比 (%)		36.83		35.85		35.26		34.59		33.92	
賦 課 課	税 率 等	基 礎	所 得 割		10.6/100		10.6/100		10.6/100		10.6/100		10.6/100	
			均 等 割		29,600		29,600		29,600		29,600		29,600	
			平 等 割		22,000		22,000		22,000		22,000		22,000	
		後 期	所 得 割		3.3/100		3.3/100		3.3/100		3.3/100		3.3/100	
			均 等 割		9,300		9,300		9,300		9,300		9,300	
			平 等 割		6,900		6,900		6,900		6,900		6,900	
		介 護	所 得 割		2.7/100		2.7/100		2.7/100		2.7/100		2.7/100	
			均 等 割		14,900		14,900		14,900		14,900		14,900	
			平 等 割		-		-		-		-		-	
	一人当たりの調定額 (現年度分)				104,821		105,132		106,250		107,379		108,573	
	一世帯当たりの調定額 (現年度分)				175,994		173,864		173,420		173,450		171,629	
	課 税 総 数 (人)				40,401		38,850		37,706		35,600		35,836	
	課 税 限 度 額				基礎 後期 介護	580,000	基礎 後期 介護	610,000	基礎 後期 介護	630,000	基礎 後期 介護	630,000	基礎 後期 介護	650,000
						190,000		190,000		190,000		190,000		
						160,000		160,000		170,000		170,000		
	課税限度額を超える世帯				1,002		841		806		773		730	
課税軽減世帯				15,006		14,697		14,246		13,263		14,184		
財 政 状 況	歳 入	保険税		(3,389,751)		(3,292,848)		(3,267,499)		(3,235,513)		(3,172,723)		
				3,513,081		3,425,742		3,424,489		3,369,531		3,307,439		
		国庫支出金		0		3,358		13,879		6,834		932		
		県支出金		12,123,399		12,150,373		11,778,872		11,789,752		11,694,424		
		療養給付費交付金		0		0		0		0		0		
		前期高齢者交付金		0		0		0		0		0		
		共同事業交付金		0		0		0		0		0		
		一般会計繰入金		1,544,886		1,494,795		1,492,548		1,471,082		1,432,633		
		基金繰入金		0		0		0		0		0		
		繰越金		0		0		0		322,365		690,343		
		その他の収入		25,770		71,511		64,985		71,691		82,428		
	歳入合計		17,207,136		17,145,779		16,774,773		17,031,255		17,208,199			
	歳 出	総務費		206,253		198,196		191,041		184,519		173,491		
		保 険 給 付 費	療養諸費		10,123,125		10,152,603		9,873,906		9,934,982		9,824,533	
			審査支払手数料		32,564		30,934		30,846		31,609		31,306	
			高額療養費		1,578,291		1,611,071		1,563,232		1,553,866		1,516,862	
			出産育児一時金		45,279		42,295		46,739		37,716		33,393	
			葬祭費		4,000		4,180		3,760		3,300		4,140	
			小計		11,783,259		11,841,083		11,518,483		11,561,473		11,410,234	
		国民健康保険事業費納付金		4,783,944		4,575,830		4,556,313		4,440,043		4,399,915		
		後期高齢者支援金		0		0		0		0		0		
		前期高齢者納付金		0		0		0		0		0		
		老人保健拠出金		0		0		0		0		0		
		介護納付金		0		0		0		0		0		
		共同事業拠出金		787		794		806		798		795		
		保健事業費		135,672		138,472		112,607		130,886		127,627		
基金等積立金		0		0		0		0		350,000				
その他の支出		722,078		443,171		73,157		23,193		23,760				
歳出合計		17,631,993		17,197,546		16,452,407		16,340,912		16,485,822				

※税額中 () 内の額は現年課税分で、下段の額の再掲。